

平成27年第3回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月16日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
7番 関 口 雅 敬 君	8
4番 岩 田 務 君	18
6番 野 口 健 二 君	25
1番 井 上 悟 史 君	26
5番 村 田 徹 也 君	26
2番 田 村 勉 君	39
8番 大 島 瑠美子 君	45
10番 染 野 光 谷 君	50
○町長提出議案の報告及び一括上程	55
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第25号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第26号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第27号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第28号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の 規約変更について	
○議案第29号の説明、採決	68
・議案第29号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○議案第30号の説明、採決	69
・議案第30号 長瀬町監査委員の選任について	
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	69

<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願第 1 号 「『国際平和支援法案』『平和安全法制整備法案』の廃案を求める 意見書」の提出を求める請願 	
○ 請願第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	7 2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願第 2 号 TPP 交渉に関する意見書の提出を求める請願 	
○ 陳情第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	7 3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 陳情第 3 号 農協改革など、「農業改革」に関する陳情 	
○ 総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件	7 4
○ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	7 4
○ 日程の追加	7 5
○ 発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発議案第 1 号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の廃案を求める 意見書 	
○ 閉会について	7 8
○ 町長挨拶	7 8
○ 閉 会	7 9

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第56号

平成27年第3回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月9日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成27年6月16日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君	
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君	
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

不応招議員（なし）

平成27年第3回長瀬町議会定例会 第1日

平成27年6月16日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

4番 岩 田 務 君

6番 野 口 健 二 君

1番 井 上 悟 史 君

5番 村 田 徹 也 君

2番 田 村 勉 君

8番 大 島 瑠美子 君

10番 染 野 光 谷 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号の説明、採決

1、議案第30号の説明、採決

1、請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

1、陳情第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

1、総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君
教育長	宮	原	利	定	君	会計	大	澤	彰	一	君
総務課長	野	原	寿	彦	君	企画	齊	藤	英	夫	君
税務課長	林		宜	子	君	財政	中	畝	健	一	君
健康福祉課長	福	田	光	宏	君	町民	横	山	和	弘	君
建設課長	坂	上	光	昭	君	産業	若	林		実	君
						観光					
						課					
						教育					
						次長					

事務局職員出席者

事務局長	福	島	基	之	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(新井利朗君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第3回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位には、ご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(新井利朗君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(新井利朗君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(新井利朗君) ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成26年度2月分から4月分と、平成27年度4月分にかかわる現金出納検査の検査結果を受けております。その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

3月24日に、秩父市内で「ちちぶ定住自立圏関係者懇親会」が開催され、議長野原武夫君が出席いたしました。

3月26日に、秩父市役所吉田総合支所で「秩父地域議長会第4回定例会」が開催され、議長野原武夫君、副議長関口雅敬君が出席いたしました。

3月30日に、皆野町役場で「ちちぶ定住自立圏推進委員会」及び「水道事業広域化覚書調印式」が開催され、議長野原武夫君が出席いたしました。

5月17日に、東秩父村・和紙の里で「和紙の里文化フェスティバル観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

5月22日に、秩父市役所吉田総合支所で「秩父地域議長会定期総会」が開催され、副議長野口健二君ともども出席いたしました。

6月1日に、秩父地方庁舎で「道議連・水森議連・公共交通議連第1回役員会」が開催され、出席いたしました。

6月1日に、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会臨時総会」が開催され、出席いたしました。

6月11日に、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会臨時総会」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成27年第3回6月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、まことにありがとうございます。

当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、町民課関係についてご報告申し上げます。

6月12日、役場において、株式会社グッドエネジー様から電気自動車1台、PHEV車1台、蓄電池6台のご寄附の申し出があり、贈呈式が行われました。

株式会社グッドエネジー様は、埼玉県長瀬射撃場で太陽光発電事業を展開され、その地域貢献の一環として、町に対してご寄附をいただいたものです。

寄贈いただきました電気自動車等につきましては、ご寄附の趣旨に基づきまして、環境に優しいまちづくりのシンボルとして、また、災害等が発生した場合においては蓄電池機能として活用をしてみたいと考えております。

寄贈をいただきましたそのご厚意に心から感謝を申し上げ、ここにご報告をさせていただきます。

続いて、健康福祉課関係について申し上げます。

5月10日に開催されました「第28回長瀬町社会福祉大会・福祉バザー」につきましては、議員の皆様を初め大勢の関係者のご協力をいただき、盛大に開催することができました。心から御礼を申し上げます。

また、午後の福祉バザーにつきましても、町内全域の各家庭や企業・商店からバザー用品等、6,500点を超えるご協力をいただき、売上金や寄附金額の合計額は、141万円余りとなりました。売上金等につきましては、社会福祉協議会の貴重な財源とし有効に活用させていただきたいと思っております。

続いて、産業観光課関係について申し上げます。

4月18日から29日までの12日間、宝登山山麓で観光協会による「通り抜きの桜」のライトアップが行われました、ことしも夜桜を演出するプロジェクションマッピング「サクラライトフォト」を実施し、約6,200名の方々のご来場をいただきました。

次に、花の里ハナビシ草園は、5月14日に開園式が行われました。ことしは、冬の寒さの影響で生育にばらつきが見られましたが、花の里実行委員会、ボランティアの皆さんのご協力により、無事に開園することができ、感謝を申し上げます。

次に、秩父地域おもてなし観光公社による民泊が、5月に3回にわたって行われ、秩父地域で兵庫県と神奈川県の中学校の生徒約600名の参加があり、当町では、62名の生徒を受け入れ、10軒の民家の方にご協力をいただきました。まことにありがとうございました。

次に、花のあるまちづくりを通じて、地域のコミュニティの推進を図ることを目的として、5月下旬に各行政区にマリーゴールドの苗を総数5,000株を配布し、区民のご協力を得て、道路沿いや公共施設等に植栽していただきました。

次に、5月25日、第8回本多静六賞の表彰式が、知事公館で行われ、町内在住の岩田洋氏が受賞されました。

この賞は、すぐれた学術研究や実践活動により、緑と共生する社会づくりに貢献した方に贈られるもので、岩田氏は、埼玉及び全国森林インストラクター会の会長として、多くの県民に森の働きや森林・林業の大切さを普及・啓発するとともに、多数の後輩インストラクターの育成に尽力されたことなどの功績により受賞されたものです。まことにおめでとうございました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例改正案1件、補正予算案2件、規約変更案1件、人事案2件の、合わせて6議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。

いずれも、町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（新井利朗君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（新井利朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

4番 岩田 務 君

5番 村田 徹也 君

6番 野口健二君
以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（新井利朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から18日までの3日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの3日間に決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（新井利朗君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは、最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

町内公共交通機関の配備について町長に伺います。当町では、少子・高齢化や人口減少への対策など、取り組むべき課題が山積しています。特に地域によっては、高齢者の皆さんに住みよい町とは言えない状況です。

自動車を持っていないければ買い物や生活が大変だという声を聞きますが、執行部では何か対策を考えているのか伺います。

また、観光の面でも交通が不便で、町内全域を観光地にするには、拠点となる数カ所に町の駅をつくり、パンフレットや観光案内板を設置すれば、一層町のPRにつながると思います。

観光客の利用の少ない時間帯には、小中学校の児童生徒の通学にも利用できると思います。そこで、いろいろな使い方がある交通配備を考える必要があると思いますが、考えを伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の町内交通機関の配備についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、自動車を持っていないければ、買い物や生活が大変だという声を聞きますが、執行部で何か対策を考えているかのご質問でございますが、現段階では、町でコミュニティバス等を走らせることは考えておりません。しかしながら、こうした実情を背景に、町では、商工会、社会福祉協議会、シルバー人材センターの協賛・連携のもと「地域支え合いの仕組み推進事業」として、サポートを必要としている高齢者

・障害のある方、子育て中の家庭等の「小さな困り事」、「ちょっとした頼み事」などを協力会員がサポートし、その謝礼として渡される「長瀬お宝商品券」を町内で利用する仕組みがございますので、こうした制度を利用していただきたいと考えております。

また、観光の面でも交通が不便で、町内の全域を観光地にするには拠点となる数カ所に町の駅をつくり、パンフレットや観光案内板を設置すれば、一層町のPRにつながり、観光客の利用の少ない時間帯には、小中学校の児童生徒の通学にも利用できるもので、いろいろな使い方がある交通配備を考える必要があると思うとのご質問でございますが、町の駅制度につきましては、既存の商店や公共施設、個人宅が名乗りを上げて、トイレや休憩スペースの無料提供や、地域の案内などを行っていただく必要がございます。このため、これら事業主さんのご協力が必要不可欠でございますので、交通配備も含め、地域創生戦略会議の中で検討をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁だと、やる、やらないと言いながら、地方創生のところで検討もしていくというお答えですけども、やる気があるのであれば今のような答弁はないと私は思います。

そして、町の駅の配備はいろんな方々のご協力も必要でしょう。でも、町長は観光立町にするのだという目標があるから私はこういう提言をしているのであって、別に町長の公約あるいは自分の目指しているところと全然反対の方向の意見を言っているわけではなくて、もうちょっとしっかり聞く耳持って、この町を本当に皆さんのために住みよい町にする考えがあるのだったら、今の答弁は私だったらできない、そう思います。

そこで、町長、もう一度聞きます。町の駅なんていうのは、そんなに商店やそういう人がやらなくてもいいのですよ。長瀬町を拠点に数カ所だけ、公共バス、あるいは今イーグルバスが、きのうもTBSラジオで日高市の事例をやっておりました。

そういうことで、私たち秩父1市4町の議員もイーグルバスの社長を秩父神社に呼んで、講演を聞きました。今、東秩父では世界遺産になる前に、そのイーグルバスを配備をし、その後に世界遺産が決まり、またダイヤ改正もイーグルバスが全部やっているそうですけれども、大変住民にとっては便利な公共交通ができた、皆さん喜んでいてという話を私も聞きます。

この町に、町長は、今お助け隊あるいはシルバー、そんな答弁ではなくても、執行部が、何か皆さんのためにやろうという意欲なんか全然感じられないではないですか。私は商工会員です。商工会というのは、福祉のためにそういうやるのが目的ではなくて、目的が違うのですよ。町長が商工会に押しつけければいいという考えを持っているのでしょけれども、そうではなくて、町がもう少し今後の、もう少子高齢化で高齢化社会になっていく、そういう我が町をどうやって救っていったらいいか、本当に私も何回もお年寄りの方に話も聞きましたけれども、免許返上できない、もう本当に危ないのだけれども、これがなかったら生活できないから免許返上できないのだという、そういう声も多く聞いている中で、観光立町にこれからしていこうという町長の今の答弁では、観光立町なんてとても無理だし、住みよい町をつくるのだというのもとても無理な感じがするので、もう一度町長、町の駅なんてそんなに大した、いろんな人の協力がなくなってしまうので、再答弁で、女性らしいきめ細かな町長らしいので、お答えをお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま、イーグルバスのお話をいただきました。私も東秩父村並びにときがわ村ですか、やっていらっしゃるというお話を伺っております。どのくらいの利用者があるのかなという思いがしているわけですが、そのところは把握はしておりません。そういった中で、3年ぐらい前でしたか、デマンドバスを横瀬町さんが始めました。なかなか利用者が少ないというなお話も伺っております。

そういった中で、以前も申し上げたかもしれませんが、長瀬町の職員の提案制度というのを、私が就任いたしましたから、皆さんにいろいろなご意見を出していただきました。119たしかあったと思います。その中の一つに、そのようなことができたらいかなというように提案もございました。しかしながら、なかなか頭で考えてだめだというのは、これは関口議員さんの意には沿わないかもしれませんが、ちょっと利用者がどうも少ないかなと、横瀬町さんでその状態であると、長瀬町ではちょっとやはり無理かなというように思いがいたしております。

そのような中で、ただいま商工会に押しつけないでというお話でございますが、これは町のほうからの提案ではございませんで、商工会のほうで、県のほうから商工会にということで、各町で進めているようでございます。その中で、年々利用客がふえておりまして、利用者がふえておりまして、始まりました当初は非常に少なかったわけですが、今は買い物代行ですとか、いろいろな方面で大勢の皆さんにご利用いただいているようでございます。

金額的にも考えてみますと、1時間たしか500円というお話を伺っております。1時間町内を回りますと、相当いろんなところに回れるのではないかなと思っておりますのでございまして、ぜひこちらをご利用いただければ、また有償ボランティアということで登録をしていらっしゃる方も大勢いらっしゃるようですので、そちらの循環と申しますか、利用者ともた提供していただく方、そのところがうまく回っていくのではないかなと私は思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 町長、必要があるのですよ。必要があるから商工会でも何でも、ふえてきているというのをお認めになっている状況なのです。

その商工会お助け隊、これは私ずれてしまうと困るので、お助け隊一つをとってみれば、そのお助け隊何が悲鳴が聞こえるかといったら、ドライバー探しが大変だと。ある方は、きょう買い物に行きたいのだけれどもというリクエストをすると、ちょっと待ってください、あしたなら大丈夫です、あさってなら大丈夫です、はい、ではお待ちします、そういう状況が今実際問題なのです。

横瀬が町長の聞いてくると私が聞いてくるのは、何か逆の意見聞いてきているような感じがするのだけれども、町長、もしだったらイーグルバスの会社にでも頼んで、プランニングしてもらって、長瀬町でできるかどうか、執行部がしっかりそういう方向つけてやったらどうでしょう。

我々の言ったのでは執行権がないから、イーグルバスのほうだって乗ってくるわけにいかないから、執行権持っている皆さんが呼んで、そういうプランニングをしてもらおう。イーグルバスだって、町長も秩父1市4町でやったとき聞いたかもわかりませんが、そのときの講師、いすみ鉄道の社長も来て、あそこで秩父鉄道さんSL夜走らせるといっばいになりますよと言ったら、もう秩父鉄道、夜SLを走らせているではないですか。そうやって、聞く耳持って一回やってみる、これが必要なのだと思う。ただここで、商工会でやっているから商工会でやればいいのかではなくて、観光客の皆さんだって本当に不自由しているのですよ。歩くのが好きな人は歩いてどこへでもてくてく行けばいい。だけれども、そのために私

は町の駅というものを提案しているのです。

今この町に町の駅をつくれと言ったって、そんなに広いところをつくれて、財政だって大変だから、そういう拠点に町の駅を配備して、この地域から向こうはこういうのがありますよとかという、本当に人と人をつなぐそういう町の駅をつくらせて、観光客の皆さんにも利用してもらったり、足の不自由な買い物難民の人にも使っていただく。それで、イーグルバスを、それが町長が今言った、イーグルバスがちょっとこの上に行ってくれと言え、その上行くのですよ。ただ、ここまで迎えに来てくれというのは行かない。乗っているお客さんが、もうそこの坂上ったところなのだけれどもと言え、そこへ連れていってくれる。そういうイーグルバスがやっている、そういうきめ細かい配慮をしながらの公共交通を私言っているのだから、もうこれで3回目ですから、もう以前の小学校の統合ではないけれども、私の任期中にはさせません、もうそれが結論なのだから、今のこの公共交通も、最初に言ったのがもう結論なのだと思うのだけれども、もう一度お答えを聞いておきましょう。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の質問に対しての答えが、正反対ではないかというようなお話をいただきました。

議員もご承知のとおり、長瀬町は今現在秩父1市4町で定住自立圏というのをやっているわけですが、その中の第2次、平成27年度から31年度のビジョンといたしまして、この公共交通というのが載っております。

長瀬町だけ実はバスが走っていないのです。その中で、私もその自立圏の会議に出ましたときには、長瀬町だけ走っていないというお話をさせていただいておりますが、その中に、これからの構想といたしまして、地域公共交通の実施というようなことも載せていただいております。この中に、路線バス等が運行されていない場所での生活、観光路線の施行というのも載せていただいております。多分これは関口議員もご承知だと思います。

このようなことを勘案いたしまして、町としてはできないけれども、定住の中で考えていただいて、できるときが来たら、ぜひその中に組み入れていただき、お願いをしていきたいなと私は思っております。これからそのような話をしっかりとさせていただき、長瀬町の実情を発信していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 7番議員、2番に進んでください。

○7番（関口雅敬君） はい。では、2番に進みます。

では、観光資源の管理と活用について町長に伺います。ゴールデンウィーク中に観光客の方から、甌穴に行く方法を聞かれました。また、甌穴を見に行こうとしたら、お金を要求されたそうです。

そこで、観光資源でもある甌穴をどのように管理し、活用をしていくのか町長の考えを伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の観光資源の管理と活用についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

中に入るのにお金を要求されたとのことですが、甌穴の見学だけをする場合はお金を請求しないというお話をいただいております。近年町にはそのようなお話は伝わっておりませんが、確認の上対処してまいりたいと思います。

また、甌穴は直径1.95メートル、深さ5.8メートルございますが、ふだんは土砂が堆積して甌穴の深さ

をはかり知ることができません。土砂を取り除いた場合、転落防止などの方策を考えていかなければなりません。当該地は岩畳から続く名勝、天然記念物の指定区域内にございますので、工作物を設置することができません。大変危険であるため、甌穴を観光資源として活用するのは難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 町長、今の答えて、観光資源にはできないというのであれば、甌穴の看板とればいいではないですか。もう以前からこんなことは言っているのだから。甌穴に行くのだったらお金取らない。では、何であそこの町道でそういうことを一言言わないと通れないのか。もう私以前にも、甌穴に行けない、この話はしているのですよ。観光客の方からたまたま、私には今度看板つけておいて、甌穴の質問は私にはしないでくださいと書いて歩くようですね、ほかの人に言わないのだから。

あの甌穴は、例えば町長は、ジオパークが今1市4町で展開されているところなのだけれども、かなり前というか、6年ぐらい前の議会で、ジオパークの講演会に参加したのは、私が見回したら長瀬町では私だけで、もっと皆さん勉強してくださいという発言、議会でしているのですよ、町長。覚えているかどうかはわかりませんが。そういう町長でありながら、甌穴、あそこに町道が通っていて甌穴に行けない。あれは、危ないから危険で埋めてあるのだったら、ジオパークなんかはあの甌穴外されるのですよ。それを、では何であそこにあんな大きな看板立て、日本一の甌穴だなんていって宣伝したらお客さん見に行きますよ。

これ、私が聞いたのは千葉から来たそうです、小学生が。本当にそういう地質が好きで、インターネットで見たら長瀬町で出たのでそれを見たいと、親戚のおじさんに連れてきてもらったという話でした。その甌穴が管理が危険で埋めてあるのだったら、ジオパークなんてこの長瀬言えないですよ。岩畳全部危ないのだから。

私が蓬莱島周辺の掃除をしたときに、横臥褶曲が出ている、これは議会でも言ったけれども、占用権を使って秩父鉄道がコンボをあの川の中に入れるときに、わずか2センチ横を通過している、こんな状況ではこの長瀬町の自然のこの文化を守っていけないのですよ。

今の甌穴の答弁聞いたって、町長の答弁聞いていれば、人ごとのように言っているだけで、公共交通のときもそうだけれども、1市4町で、1市4町でと言うけれども、ジオパークだって1市4町でと言って、長瀬がご本尊自分のところのことができていないのに、1市4町手かしてくれと言ったってできっこないですよ。

さっきの公共交通なんか、特に長瀬の問題なのだから、1市4町でやってもらう話ではない。この甌穴もそうなのだけれども、あそこに町道がありますよね。なぜ町道を一々あそこで料金、通る方に、はい私はこの地元の者です、はい、私は甌穴見に行くのです、そんな言わなくてはいけないような町道、なぜそこを町道にしてあるのか。これから観光立町にしようとしたら、河原はみんなのものですよ、河原は。地権者が持っている土地を歩いていくのではだめだと言われるかもしれないけれども、河原は基本的にみんなのものなのだから、お金を取ったりそういうことはできないと私は思うのだけれども、町長お願いします、もう一回。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

説明ができないという看板をしょっていただくのは、関口議員さんご自由ですので、ぜひやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔「そんなことはいいよ、どんどん言え」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） なぜ河原でお金を取るのかというお話でございしますが、これにつきましては、いろいろな経緯があるのだらうと私も思っております。また、業者さんのことでございしますので、ここで私が答弁をさせていただくことでもないかなと思っておりますので、またご相談をさせていただき、おいおい説明をさせていただければと思っております。

甌穴につきましては、先ほども申し上げましたとおり、あそこに柵をするわけにもいきませんし、なかなかまい策が講じられない中で、実は私もその看板につきましては、議員時代に、これはとったほうがよいのではないかというお話をさせていただいたことがございます。なかなかそのところは、そのままになってしまっているという状況でございまして、これはこれからの課題かなと思っております。

また、岩畳でございしますが、岩畳にもたくさん小さなポットホールがございします。そういうものは、そのまま見ることができますので、そのようなものも、しっかりとこれからの観光に組み入れていければなと思っております。

また、これから整備いたします蓬莱島でございしますが、そこに横臥褶曲のすばらしいのがあるのは、私も承知しております。これから整備をいたしました過程の中で、これにつきましては世に出せればなと思っております。

ポットホールにつきましては、長瀬町もすばらしいのがあるのですが、見せることができない。そのような中で、ぜひこれからそういうお話をいただきましたときには、親鼻橋の川上と申しますか、あそこにすばらしいポットホールがございしますので、ついでにそちらのほうもご案内をしていただければいいかなと思います。これにつきましては、危険ではなくてそのまま見えるようになっていようでございしますので、そのようなことをしていただけるとありがたいと思っております。

これから、長瀬のポットホールにつきましては検討させていただき、観光業者ともご相談させていただく中で方策を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 私は長瀬町の甌穴の話をしているのであって、皆野町の甌穴のそういう話なんか言ってくれと頼まれたって、私は関係ないので、その関係者に言ってください、そういう話は。

甌穴の、町長、町道をなぜ、業者だから認めるわけですね、業者だから。料金をどうのこうのというのは。

〔「ちょっと経緯が私もわからないから」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） いやいや、わからないと言って、もう何年議員やっていて町長になったのですか。

〔「ちょっとわかりません」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） では、わかったらすぐやればいいではないですか。全然、もう就任してから何も全然やっていないでしょう。だから、町道の管理、どうですか。文化財の管理については、教育長、通告出していないのだけれども、もしお答えができれば、甌穴、今の町長が言うように、あの穴埋めるのかどうか。

〔「埋められないだらう、長瀬の文化財に載っているんだから」と言う人あり〕

あり]

○7番（関口雅敬君） 今の方はまだ手を挙げていませんから。私が言いますけれども、中学生に見せるときには、あれ掘って見せたと。その後、では何で埋めてしまったのか、そういうことも聞きたいと。ちょっと部外者は黙ってください。

〔「はい」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） では、その2点、教育長、答えられたらでいいです。通告していないから。はい、では、お願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） この議場の中で、そういうお話をさせていただいて、またどういものかなと思いますけれども、業者さんがお金を取るという、これは実はトイレと水道を使うということでお金をいただいているという話は伺っております。そのところが、やはり町道であってもということだと思いますので、そのところをご理解いただければなと思います。

それと、あとは、なぜ埋めたか。これは教育委員会ですね。

〔「いいよ、答えたっていいんだよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 中学生が、そうですね、もう随分たちますね、全部あそこを掘ったことがございます。私もそのとき見させていただきました。先ほど申し上げましたとおり、本当にすごい深さです。その中に、もし仮にあの中に落ちてしまった場合に、声を出しても全く外には出ていけないのではないかと思います。そのときには、はしご、巨大な長いはしごでしたけれども、はしごで上ったりおりたりしておりましたけれども、その後、やはりそれを見てから、これは危ないということで、砂をまたバケツで入れました。

そういうことからして、私としても、その当時は何とか見せる方法がないのかという話を議会の中でもさせていただいたことがございます。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、国指定のその中に入っているということで、何も工作物ができないということで、それならば、皆さんに公表しないと申しますか、パンフレットの中にも載せないほうがよいのではないのかという話をさせていただいたこともございます。

これから、また観光協会のほうともお話をさせていただきまして、そのようなことができればやっていければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「向こうのうちの甌穴だぞ」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 関口議員のご質問ですので、お答えさせていただきます。

甌穴は文化財にはなっておりません。あの辺一帯が国指定の天然記念物というふうになっていますので、管理のほうに関しては教育委員会ではなくて、町でいいますと産業観光課のほうの管轄になっております。以上でございます。

〔「よくわかりました」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 7番、3番に進んでください。

○7番（関口雅敬君） もうわかっているから大丈夫ですよ。3回の規則は私は守りますから。

公園の整備計画について町長に伺います。魅力あるまちづくり総合整備計画は、井戸地区の公園整備を先送りし、長瀬地区の公園整備を前倒しする計画変更がありました。

そこで、長瀬地区に予定している公園整備の実施予定額と、どんなプランを考えているのか、町民の要望などをどのように聞きながら整備していくのか、計画どおり進んでいるのか伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

長瀬地区公園につきましては、当初計画しておりました予定地の用地購入が困難になったため、当初の計画の場所から少し北側に移動となりました。

公園整備の予算額につきましては、本年度用地購入費5,500万円、測量設計委託料500万円を計上しております。

実施予定額は、事業申請時の概算では、測量委託、用地購入費を除き、工事費7,800万円、備蓄庫整備に200万円、耐震性貯水槽整備に700万円の計8,700万円が概算経費となっております。この金額は、平成25年度末に国へ申請するための金額であり、あくまでも概算でございます。今後設計を行い、計画の内容により工事費等の金額が確定をいたします。工事につきましては平成28年度からとなっておりますので、工事費等の金額を当初予算に計上をする予定でございます。

公園のプランでございますが、以前の議会でも答弁をさせていただきましたが、み～な公園を参考にさせていただき、耐震性貯水槽や備蓄庫を整備した、避難場所としての機能もあわせた公園としての整備を考えております。

また、町民の要望をどのように聞いて整備するのかでございますが、若い方や町民の方からご意見をお聞きし、少しでもよい公園ができるよう計画をしてみたいと考えております。

先ほど申しあげましたように、場所につきましては変更となりましたが、計画どおり進められるよう頑張っておる所存でございますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 私は認められません。はっきり申し上げておきます。

3月議会で、私は長瀬地区公園聞いておりますが、そのときには、その用地の場所が変わる説明が全然なく、急にそこがだめになったから、今度こっちにします、それをご理解してという話ですけれども、私は認められないし、前回のこの改選でしっかりした議員が順番どおり選ばれてきたわけですから、しっかり皆さんその辺は町のこと、あるいは財政のことも考えてやるのだと思うので、私の頭で考えてもこれを認めるわけにはいかない。私がこの公園整備についてという質問を出しているからここで質問ができるけれども、これで出していなかったら、その計画変更のは審議されないまま場所だけ移されて、予算は通っているからそれで公園つくっていく、そんな不誠実なやり方、町長、議会軽視ですよ。

我々には違うところを説明しておいて、議会が終わった。それで、終わったらそこはだめだから、ではこっちにするか。そんなたった5カ年の整備計画で、変更、変更。この長瀬地区をやる前に、もう井戸は我慢しているのですよ。本来はもう井戸はやるわけなのだから。その井戸を先送りして長瀬地区に持って行く。私は、その土地を変更するのであれば、前回私は町長に言って、町長は初めて聞きましたと言ったけれども、私の頭の中の構想は、あの新井家の前の広い土地を公園にする、そうすれば観光地にふさわしい立派な公園ができたり、あるいは私はドッグランまで考えているので、犬を連れきて遊ぶ、いろんなことが考え、できる。そういうプランをしっかり執行部に持ってもらいたいというので、私はこれ質問出したら、ナイスタイムリーに場所が変わったと。これは町長、いかにしても議員を甘く見ているのではない

ですか。

ここをつくりますよと言ったところを認めておいて、認め終わったら、場所が今度こっちになりました。その説明、ないではないですか。この間全員協議会でひょっと出てきただけで。私は質問出してあるから、ちょうどいいや、質問出してあったから、質問ができるから、そこでいいやと思ったのだけれども、ほかの人は通告してしまっているから、もう質問がしたくたって、この議会でだってできないではないですか。

そういうつくり方やるのだったら、町長、あそこに何のためにつくるのか。観光客なのか、子供なのか、災害時なのか。いろんなことをやればいいではないかというのだったら、私は、そういう小さな公園は、昔から私は言っているドラえもん公園でいいのですよ。災害時なんか。

今、畑がやりたくたってできない、何とか俺のうちのこの土地どうにかならないかねと言っているお年寄りの人はいっぱいいるのですよ。そういう畑をちょっと借りて、ドラえもん公園でいいではないですか、避難する場だったら。しっかりこの長瀬町役場に備蓄品は管理がしやすいから、ここでしっかり管理していて、災害が起こったらすぐ届けられるのだから、前の町長だと言っていて、今の町長だってこの議員席にいてそれ聞いているわけではないですか。だから、そんな心配要らないのですよ。

私は、備蓄品は配備、いろんなところに配備しておいたほうがいいよと言ったのだけれども、執行部がそれよりもこういう集中管理がいいのだと言ってやっているのだから、こんな公園つくるのにそんなにやらなくたっていいのですよ。本当に、この財政大丈夫なのかどうか、これやってしまっ

町長、言っておきますけれども、町長、前の町長がこれ考えて推し進めてきたことだから、私は引き続いてやるといったって、前の町長は何にもやっていないのですよ。ただプランを出しただけ。多分前の町長は、俺のときにやると財政が厳しくなるから、次の人にやってもらえばいいよと言って、最後にこれ出したのです。本当、いやいや、あははではないのだ。本当なのだよ。

だから、町長、後で将来、あそこのうちのあの人がこんなにやってしまったから、町がこんなになってしまったのだいなという、本当にことになりかねないですよ。本当に。あれもこれも、あれもこれもやるのだから。

だって、あの長瀬地区公園、何であそこにそんなに急いでつくらなければならないのですか。お願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員さんの再質問に対してお答えをさせていただきます。

非常に財政を心配していただいておりますが……

〔「心配だよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） お任せいただきたいと思います。私たちも行政のプロがやっていることでございますので、しっかりとそのようなことは計算をして計画を立てさせていただいております。そうでないと、町民も不安でしょうがないというのが実際のところではないかと思っておりますので、これはぜひお任せいただきたいと思います。

それからまた、前町長がという云々でございますが、これは前町長に対して、ちょっと失礼ではないかなと私は思っております。

〔「失礼じゃないよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） また、関口議員さんのその構想ですか、それは関口議員さんの構想として、これよろしいのではないかと思いますけれども、実際町として計画を立てるのには、町民のことを考え、それ

から地元民のことを考え、また長瀬町は観光地ということでございますので、観光においでいただいた皆さんのことも考えながら計画も立てさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 今、町長をお願いしたくても、私も本当に困ります。

私も町の住民の皆さんの意見をしっかり聞きながら発言していることであって、私一人の考えではないです。いろんな方がいろんな案を出してきている話を私も聞かせてもらっています。トンボの里がいい、ツバメが来る公園がいい、いろんなことをいろいろな人が考えています。蛍公園があちこち長瀬にもできてきて、それもいいこと。

だから、私は、長瀬の地区になぜこんなに急いで、あそこに計画したこの議員、新人の議員はわからないけれども、ほかの人は聞いているのだから、場所を、あそこにつくりますよと。それを3月議会が終わった後に、あそこがだめだから、地権者がだめになってしまったから、違う北のほうへ、ここには使ってほしいという人がいるから、そこへ行く。そんなに急いでつくる、なぜ理由、そこを知りたいのです。なぜそんなに急ぐのか。そこがだめだったら、もう一回振り出しに戻って、しっかり考え直して、いろんなプラン聞きながらつくっていかないと、この町はあそこへ公園つくってしまったら、あれ、二、三年でもとへ戻すわけにはいかないのだから、しっかり考えながらやったほうがいいですよ。なぜ、あそこにそんなに急いでつくる必要があるのか。

企画財政課長にも通告してありませんけれども、今町長が、私たちはプロだという言葉を使いました。確かに私は素人です。財政問題については素人だけれども、町民の皆さんも心配しているから、先ほど財政は大丈夫なのかという質問をしたのだけれども、課長といえばもうプロですよ。私は、町長はプロとして認めていない。選挙でなっただけだから。

だから、企画財政課長がしっかりと答えてみてください。今後の財政が大丈夫なのかどうか。これは、政治家、あるいはこういう執行部の皆さんはやっていくことに関しては、後々結果責任ついてくるのだから、しっかりと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問に関して、課長答弁の前に、私からもちょっと説明をさせていただきます。

先日の全員協議会で説明をさせていただきましたが、なぜ北側に移ったかというお話は、議員の皆さん、10名の皆さんご承知のわけでございます。前の土地が決定をするわけだったのですけれども、突然亡くなってしまったということで、ちょっと先にずれてしまうということになりましたものですから、相続の問題が。それよりも、それではという話で、先ほど議員さんもおっしゃいましたけれども、畑がどうしようもなくなってきて、使ってくれというようなお話、町のほうもたくさんいただきますが、使ってくれという、貸すから使ってくれという方はたくさんいらっしゃいますけれども、売るということはなかなか決断の要ることとして、そのところをご理解いただいて、いいよというお話をいただきましたので、その公園をつくったけれども、あとはまたもとに戻すということとはございません。町のほうで買い上げるということになっておりますので、借りた場合にはそういうことも起きるかもしれませんが、買い上げて町の土地になるわけですので、そのようなことは発生しないわけでございますので、そのところをご理解賜りたいと思います。

また、細かいことに関しましては、ただいま企財課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔「急ぐ理由を教えてくださいな」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

このままで、財政問題ないのか、大丈夫なのかということでございますが、今現在の計画どおり進めていけば大丈夫でございます。

その理由としましては、当初計画では7億6,000万ぐらいの予算でございましたが、その後変更になりまして、現在6億1,000万ぐらいですか、そのぐらいまた減額になっておりますので、当初計画でも実施できる金額でしたので、それ以下になっておりますので、現段階では大丈夫ということで認識しております。

以上でございます。

〔「4割が補助事業になっていることについて」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） この事業につきましては、4割が補助事業となっておりますので、それも計算しまして財政の状況を勘案しております。

以上でございます。

〔「なぜ大きい公園を先につくるのか」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君）

〔「そんなにそこで言っているなら、町長が出てきて言えばいいじゃない」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） はい。

〔「町長が言えよ」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） なぜ長瀬公園を急ぐのかということでございますが、前にもちょっとお話しさせていただきましたが、当初計画と、例えば野上宿舎の関係等いろいろ変更がございまして、大きい事業が前のほうでなくなりましたので、なるべく大きい事業を前に持っていったほうがいいのかということで、長瀬公園を先にさせていただきまして、井戸の公園を後にさせていただきました。

そういう経緯がございまして、初めに長瀬公園ということで計画変更をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

〔「議長、俺が聞いてることと違うよ」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 次に、4番、岩田務君の質問を許します。

〔「おい、違うというんだよ」と言う人あり〕

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問させていただきます。

観光振興施策について町長に伺います。長瀬町はここ数年、観光客も増加傾向にあり、先月のゴールデンウィークも多くの観光客でにぎわいました。観光産業における経済波及効果は、人口減少に伴う町の消

費額の低下を補っているのは明白のことと存じます。

そのような中、町長は観光立町を目指しておりますが、今後の構想がどういったものなのか、次の項目について伺います。

- (1) 観光振興条例の制定について。
- (2) 観光振興計画の策定について。
- (3) 観光をさらに発展させるため、新たに観光税や河川使用料、協力金などの徴収について。
- (4) 観光関連会社等の誘致について。

を伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の観光振興施策についてのご質問についてお答えをいたします。

初めに、観光振興条例の制定についてでございますが、当町では、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とした第4次長瀨町総合振興計画後期基本計画に基づいて、観光振興についても計画的に進めているため、条例の制定はしておりません。今後も町の基本形である総合振興計画に基づき、観光振興を推進していきたいと考えております。

次に、観光振興計画の策定についてでございますが、これまで平成12年3月に長瀨町観光魅力アップ計画を策定して以来、計画を策定しておりません。

今後、町の観光振興を目指すためには、長期的なビジョンに基づいて計画するとともに、具体的な数字を目標に事業展開することが重要であると考えております。今後は、埼玉県や川越市が策定した観光振興計画の内容を参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、観光をさらに発展させるため、新たに観光税や河川使用料、協力金の徴収についてでございますが、現時点では新たにお金を徴収する考えはございません。

最後に、観光関連会社等の誘致についてでございますが、今後観光関連企業から進出の相談等がございましたらば、町といたしましても協力していく意向でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま答弁をいただきました。

今回の4つの質問は、観光立町を目指すというのであれば、進めていかなければならないことだと考えております。何をもちょう観光立町と呼べるのか、それは多くの観光客に訪れていただくことだけではなく、観光をもとに交流人口をふやすことで町がにぎわい、地域で消費していただき、町も潤ってこそではないでしょうか。

今のところは、多くの観光客に訪れていただいておりますが、この状態を継続していくためにも、さらに観光客を呼び込むためにも、今後も、観光客に満足してもらえるような環境を維持していかなければなりません。

それには、税収が減っていく中でも、道路や歩道の整備が必要ですし、新たな施策も考えていかなければなりません。

例えば草津町や箱根町、先ほどもお話に出ましたが、川越、日光、その他の多くの観光地の自治体では、観光立町推進基本条例や観光振興条例を制定し、観光振興計画の策定をしております。

観光条例とは、観光振興についての基本理念を定め、行政、住民、観光事業者など、それぞれの立場で

の責務や役割を明確にし、観光立町の実現に関する企画を総合的かつ計画的に推進することなどを目的に制定しております。

長瀬町としましても、そういった条例をつくり、その条例をもとに町が観光立町実現に向けた将来像を明確にし、戦略的な観光振興計画を立てなければならないと私は考えております。

先ほどの答弁では、振興計画は策定するような方向で考えているようなこともおっしゃっていましたが、目標なくして計画なし、計画なくして実現はあり得ないと思っております。今まで観光に徹した計画がなかったということは、目標も漠然としたものしかなかったのだと思います。

明確に目標を数値化するなどして、具体的な目標数や目標値を決めてあるからこそ、その計画が実行され、実現に向かい効果の検証ができるのだと思います。今までどおり、計画もなく、ただただ観光立町を目指すといっても、どうなったら観光立町と言えるのか、現時点で計画がないのが不思議なくらいですので、早急に計画策定を進めていただきたいと思います。

続きまして、3番、3つ目の質問ですが、こちらにつきましては、観光に対する費用対効果や税収がどのくらいになっているのかも不透明な中、町民や議員からも指摘を受けております。それは、こういった形で示せるのか、やはり観光客数や、それに伴う税収の増加が一番わかりやすいと思います。

例えばですが、皆野町の親鼻橋の下の河原では、土日や祝日に車1台につき300円を徴収しており、ワンシーズンで300万円以上の協力金を得られているようです。

また、観光税に当たる法定外目的税としては、富士河口湖町では遊漁税、東京都では宿泊税、太宰府市では歴史と文化の環境税などがあります。同じ目的税で観光地によくある入湯税でございますが、秩父市では約1,400万、小鹿野町が600万、寄居町では500万円程度の税収があるようです。ちなみに群馬県の温泉地、渋川、伊香保、草津では2億円を超え、箱根町では7億円近い入湯税になっておるようです。

現在長瀬町では、河川を利用する舟下りやラフティングの業者から河川利用者協力金をいただいておりますが、こちらは年間で250万円、総額で250万円程度です。

長瀬町の平成26年度の観光客数は約235万人と推計されております。その中で、川を利用した遊び、舟下りやラフティング、カヌーなどを楽しまれている方々の中から、1人100円を、例えば川で遊ぶ税と書いて川遊税、また川に入るで川入税とでも言うのでしょうか、そういった形で、温泉地の入湯税にかわり川を使って遊ぶ方たちに対して課税するというのは、いかがでしょうか。

長瀬町も税収が厳しいわけですが、各温泉地では入湯税が大きな税収となり、それを使い環境を整備し、より魅力のある観光地として発展しているのかと思います。

4つ目の観光関連会社の誘致についてでございますが、観光関連といっても、かなり幅広いと思いますが、例えば富士宮市ではホテルの誘致政策を行っております。岐阜県大野町では、観光企業誘致課が設置されております。秩父地域でも、企業誘致を推進しておりますが、長瀬町にはそれほど広くまとまった土地がない中、100人、200人の工場ではなくても、お土産品をつくる工場や農産物の加工工場であれば、長野、山梨、群馬などから、埼玉や東京方面に卸しに来る業者や生産者のことなどを考えると、可能性はあるのではないのでしょうか。

また、遊園地を誘致と言うとどこにつくるのかと言われそうですが、例えば草津町のリゾートホテルの敷地内にフォレストステージというアスレチックのような施設があります。これは木を伐採して、残した木々をロープなどでつなぎ、橋やロープスライダーなどのアトラクションにしており、大人から子供まで楽しめます。そのほか、橋などからロープをつけて飛びおるバンジージャンプなどもいかがでしょうか。

こういった事業者を呼び込むことができれば、長瀬の遊びがふえ、それを目的とした観光客の増加も見込めると思います。さらに、温泉が出れば長瀬の観光事情も変わってくると思いますが、そういった温泉を掘削して経営していただける事業者の誘致などもいかがでしょうか。

当町でできることは、企業誘致と同じように、こういった場所があるので利用してくれる事業者はありませんかなどと呼びかけることではないでしょうか。さまざまな会社や事業者を誘致することで、税収のみならず雇用にもつながります。

これからの長瀬をさらに発展させていくためには、新たな取り組みにチャレンジしていかなければならないと思います。

再質問になりますが、3点、観光計画をつくるに当たり多くの自治体では、観光条例に基づき観光振興計画の策定を進めているようです。計画策定に当たり条例も必要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2つ目は、税収が減る中、今後魅力のある観光地としての整備につまましては、かなり厳しいものになると思いますが、先ほどの提案も含め今後の整備資金などの確保に対する構想はいかがでしょうか。

3つ目は、最後に、観光会社の誘致等今例を挙げてみましたが、今後新たな取り組みは、それでも考えられないものなのか、もう一度伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

私語は慎んでください。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま、いろいろなまちの観光事例を発表していただきました。私も、たまには観光地に、よその観光地に行くことはありますけれども、身近なところでは草津温泉ですとか、伊香保温泉ですとか、きれいに、近年非常に整備が行き届いてきております。そういった中で、やはり訪れる観光客が前回来たときよりもきれいになったねとか、そういうような思いで、また来てみようというそのような思いで訪れていただけるような観光地づくりをしていかなければいけないのではないかという思いがしております。

そのような中で、現在まちづくりを進めさせていただいているわけでございますが、多分これが5カ年計画でございますので、全てが整備されましたときには、訪れていただいた観光客に長瀬も変わったねと言っていただけるのではないかと期待をしているところでございます。

また、最後に3点ご質問ございました。計画をつくるのには、条例をつくったほうがよいのではないかというお話でございますが、議員もご承知のとおり、ただいま地方創生の中で、長瀬町は観光をしっかりとやっていこうということで、これから戦略を練って進めていくところでございまして、その中に、どのくらいの観光客が来ていただいているかとか、どのくらいのお金を落とさせていただいているとか、これを全て、これからのことになるわけですが、そのようなこともしっかりと進めていきたいと思っております。

それから、また入湯税みたいなというようなお話でございますが、長瀬町は温泉が出ませんので、入湯税というのがなかなか入らない、全く入らないわけですが、そのような中で、舟のお客さんに、例えば100円というお話がございました。これにつきましては、観光協会の皆さんからもそのようなご提案をいただいております。しかしながら、ちゅうちょしておりますのは、ただいま議員もお話いただきましたけれども、占有権の中でお金をいただいているわけでございまして、それにプラスということになるわけでございまして、これを舟下り、ラフティング、カヌーの業者さんがご理解してくださるかなというちょっと不安がございます。

そのような中で、ただいま議員からもご提案がございましたので、また折を見てそのような皆さん、業者さんとお話をさせていただき、ご相談をさせていただければいいかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、観光会社というお話でございますが、ご承知のとおり長瀬町は、秩父鉄道さんがいろいろなジャンルで頑張らせていただいております。そのような中で、日帰り入浴もしたいというようなお話も伺っております。すぐすぐということにはならないかもしれませんが、いろいろと今策を練っているようなお話も伺っております。

そのような中で、また町のほうが観光のところが整備をされれば、そこに新しい業者さん、例えば喫茶店ですとか、そば屋さんですとか、イタリアンですとか、そのようなお店も、これからおいおい出てきていただけるのではないかと思っております。

それには、やはりまずできるところから整備を進めていかなければ、そのようなことも進んでいけないのではないかと思っておりますので、ぜひご協力をいただき、このまちづくりのほうを進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 私は毎回そうですけれども、何も根拠がなくて夢物語を話しているわけではございません。

いろいろと調べた結果、できるようなことを話をさせていただいているわけでございますので、できないとかというのではなく、やるかやらないのか、進めるのか、進めないのかというところになると思います。

そこで、条例についてですが、例えば那須町では、良好な景観を守るため、景観条例を施行しており、看板は茶色と白、ガードレールや電柱などは茶色で統一されております。また、昨年度には太陽光発電施設についても、その条例の中に基準を設けたようです。こちらは、景観条例と言っておりますが、観光振興にもつながる条例になるのかと思います。

また、観光業者、ちょっと話があればですけども、観光業者の本社が長瀬にないので、税収につながっていないのではないかと聞いたことも耳にします。こちらは、確かに事業所の登記してある本店が長瀬町になれば、本店のある自治体に、全てではありませんけれども、税金を払うようでございます。こういったことにつきましても、条例の中で、例えば努力義務にはなってしまいますけれども、特に観光系の事業者には、長瀬町に本店を置くように努めることや、従業員は長瀬に住むように努めるなどを入れることで、会社の誘致や定住促進にもつながるものと思います。

もしくは、総合戦略やトップセールスでどこまでできるかわかりませんが、本社がなくても税金が地元に入る方法も考えなければいけないのかもしれないかもしれません。

また、観光振興計画策定に当たり、施策の効果を検証するためには、実際の数に近い観光客見込み数や外国人の観光客数、施設の利用者数、税収なども把握し、経済波及効果などの目標値も、漠然としたものではなく具体的に数値目標を示す必要もあります。

今後も、長瀬町が観光立町を目指すのであれば、明確なビジョンを立てて、その目標に向かって進めていかなければなりませんので、今お話しした内容、条例制定も含めてもう一度よく検討してみてください。

税金課税というか、に関してですけども、長瀬のラフティングや川下りなどを楽しめる方は、年間でおおよそですが、30万人程度と推測されます。1人100円いただきますと約3,000万円の税収になります。

法定外目的税として、新たに観光税をという意見は、一見かかわる事業者の方が負担するように聞こえてしまうと思います。しかしながら、こちらにつきましては、あくまでも利用者に支払っていただくわけでございます。

企業努力で据え置きに価格にするか、別途税をいただくか、それぞれの業者の判断かと思いますが、どちらにしても特別徴収義務者に徴収の負担がふえるのは事実でございますので、現在いただいております河川利用者協力金はなくしてもいいと思います。

また、住民の話を聞きますと、ほんの一部の事業者のようですが、スピードを出して走行して危ないとか、マイクロバスやボートを積んで走行する大きい車で渋滞になるとか、マナーが悪いといった話も伺います。

観光業者の車が住民の迷惑になっているのであれば、こちらにつきましても考えなければなりません。どうしても大き目の車で往来する業者がふえれば、道路も傷みますし枝も折れますし、渋滞も起こります。

観光に関係のない一般の町民としては、渋滞やマナー違反など迷惑と税金の負担ばかりであれば、それは苦情が出るのも仕方ありません。

最近ではバスをとめられる駐車場が少ないことなども渋滞の原因になっているのではないかとの話もあり、こちら例えばバスの乗降場所をつくることも必要なかなと思います。

そういったことから、この目的税を使い、道路や歩道、施設を整備することによって、町民にとっても安全で安心に楽しめる町となれば、苦情が少なくなる、またなくなるかもしれません。

観光税導入に関しましては、特別徴収義務者に当たる方々には、説明として、これは目的税であり、観光振興に要する費用に充てるものでありますので、河川や道路の整備、その他必要な施設の整備をし、さらに観光PRを強化して、観光客を増加させるということでご理解いただけるのではないのでしょうか。

また、課税対象者である観光客の方には、例えば関東ナンバーワンの日帰り観光地を目指すとか、東日本一魅力のある観光地などをキャッチフレーズに、いただいた税金で、さらに観光客の皆様が過ごしやすい環境、観光資源の保全や美化、例えばトイレや休憩所、駐車場の整備などに使わせていただきますので、ご理解くださいなどと注記すればいいと思います。

財源が乏しくなる一方、町長は観光立町と宣言しておるわけです。今後人口減少に伴い、財政もさらに厳しくなることは明白の中、しっかりと将来の町の構想を示して、観光事業者にも町民にも理解していただきながら、協働のまちづくりを進めていかなければなりません。

そして、やはり長瀬に訪れていただいた方にも、さらに楽しんでいただけるよう、観光税を取り入れることで、安定的、自立的な観光予算を確保し、さらに魅力のある観光地を運営していかなければならないと考えます。

また、最後の観光会社の誘致につきましても、長瀬町としてできること、長瀬だからできることを考えていかなければなりません。

先ほどお話したこと以外にも、地方大学等創生5カ年戦略というものもありますが、大学、短大、専門学校などのサテライトキャンパスとして、地の利を生かした観光や地質学に関係した学校や学部などを誘致できれば、交流人口もふえ、経済波及効果も期待できます。

企業を誘致する際には、今後新たにこの道ができるので、便利になりますよなどといった説明で誘致を進めているようにございますが、当町としてできることは、しっかりと先を見据えた観光振興計画を策定し、今後こういう方向で魅力のある観光地にしていきます。5年後には、長瀬町にこのくらいの観光客が

年間訪れるようになりますと、今なら土地もあいているところがあります、などといった誘致活動をすることで、観光関連事業者などがこの町に移転させてくれるかもしれません。

さらに、温泉の採掘、運営をしてくれる事業者などを誘致できれば、今までと違う客層も増加し、宿泊客もふえることでしょう。

何はともあれ、先日の全員協議会でも話が出ておりましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、長瀬町としては観光を中心に戦略を考えていくとのことでした。ぜひこの機会に長瀬の観光について、もう一度しっかりと見直し、魅力のある長瀬町にしていきたいと思います。

最後に、1点伺いますが、観光については、条例、計画、課税、会社の誘致について質問させていただいたわけですが、今までいろいろなことをやってみてはと質問しますと、長瀬町は自然公園法や農振地域など、さまざまな問題や規制があり、難しいとおっしゃいますが、私が調べた中では、先ほども甌穴の話が出ておりましたが、ああいうところも危険なところには、工作物をつくっても大丈夫だと書いてあるようでございます。

そういった中で、その規制はなかったとしても、構造改革特区制度等はこういったものに活用できないのかというのを確認してみたのでしょうか。

この制度は、そういった実情に合わなくなった国の規制が民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがあるので、こうした実情に合わなくなった国の規制について、地域を限定して改革することにより構造改革を進め、地域を活性化させることを目的としているようです。こちらについて確認したのか、そちらを伺わせてください。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の観光に対する強い思いですか、お聞かせいただきました。

その中で、ヒントとなるようなお話もございましたので、これからそれらを勘案しながら観光に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、構造改革特区ですか、これにつきましては、私どもでもしっかりと勉強させていただいております。ただ、甌穴ではなくて、それはまた違うほうに使用したいという思いの中で、今現在進めているところでございます。

確かに100円いただくと3,000万になるというお話、これはちょっと無理かなという思いがいたしておりましたが、可能であるかな、できるかなというような気持ちになってまいりましたので、これからまた観光協会とも相談しながら、それからまた、川を使って営業していらっしゃる皆さんともお話をさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、多分岩田議員の観光に対する思い、私の観光に対する思いは同じだと思しますので、これからもいろいろとご提案をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（新井利朗君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

○6番（野口健二君） 野口です。

商店街の街路灯について、産業観光課長にお伺いします。現在町内に設置されている商店街等の街路灯については、設置から約30年余りが経過し、老朽化しております。場所によっては、大変腐食の進んでいるものも多く見受けられますが、そこで安全性の確保から、長瀬町としてどのような対応ができるのか伺います。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 野口議員の商店街等の街路灯についてのご質問にお答えいたします。

現在商工会で設置している街路灯は、町内に約200基設置されており、安心安全のまちづくりに貢献いただいております。

街路灯の老朽化や電気料金の負担増加につきましては、町でも認識しております。

街路灯の整備に対する補助金につきましては、埼玉県補助事業の中に商工会や商店街に対する商店街等施設整備事業補助金がありまして、LED街路灯への改修や新設に対して対象事業費の3分の1の補助金を交付するものがございます。県の補助金の交付を受けるには、町負担が3分の1、事業者にも3分の1負担が生じますので、商工会で時期や設置数など具体的な内容がまとまれば、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 町長にお伺いしますけれども、念を押すわけではないのだけれども、町としてどんなふうにするか、ちょっとお伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ただいま課長のほうから答弁をさせていただきましたが、商工会のほうでまとめていただいて、申請をしていただければ、財政の事情もございませぬけれども、でき得れば来年の予算に組み入れられるかなと思っておりますのでございます。

実は、この街路灯につきましては、昨年10月だったと思っておりますけれども、商工会長、それから役員の皆様方がぜひ協力をしていただけないかということで、町のほうにおいでいただきました。そのときにもそのようなお話はしてあると思うのですが、今回野口議員のほうから議会に出していただきましたので、商工会のほうともご相談させていただき、でき得れば来年度、まだちょっと無理であれば再来年度ということになるかもしれませんが、そのような方向で進めさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） よろしいですか。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 町長のほうから前向きな回答をいただきましたので、また期待をしております。よろしく願いします。ありがとうございました。

○議長（新井利朗君） 次に、1番、井上悟史君の質問を許します。

○1番（井上悟史君） 1番、井上悟史。通告に沿って質問します。

小坂踏切付近の道路改良工事について、建設課長にお伺いします。国道140号と県道岩田樋口停車場線の交差点は、直近に秩父鉄道の踏切があるため非常に危険な場所です。危険解消のために道路改良工事の計画が立てられ、用地測量まで終わっているとのことですが、工事は着工されておりません。

そこで、進捗状況と改良により町道にどのような影響があるのか伺います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、井上議員のご質問にお答えいたします。

国道140号と岩田樋口停車場線との道路改良事業についてですが、秩父県土整備事務所にお聞きしたところ、平成24年10月に秩父県土整備事務所より、財政状況が厳しいため、現在の道路維持管理を優先させたいため、大規模な道路改良整備は現状を見ながら進めることになり、事業を休止している状態でございます。休止するに当たり、小坂、滝の上両区長に説明を行い、区内回覧で事業休止のお知らせをいたしました。

事業の再開についてですが、再開時には改めて町、地元及び地権者に事業内容等の説明を行うということです。

また、この道路改良工事に伴い町道への影響があるかのご質問でございますが、町道幹線31号線カミタルク側の道ですが、国道の整備が完成しますと歩道が設置される予定ですので、左右の見通しがよくなり、安全に国道へ進入できるようになると思います。このため、完成すれば、町道への影響はよい方向になると考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） いいのですか、はい。

○議長（新井利朗君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。町長にお伺いします。

まず、地域創生の根幹について。町長は5月臨時議会で、当町の地域創生の柱は、1つ目、観光によるまちづくり、2つ目、樋口地区への若者定住と発言されました。

そこで、樋口地区への若者定住の具体策をどのように計画策定し、将来的にどのように具体化していく計画なのでしょうか、お伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

樋口地区への若者定住の具体策、将来計画、グランドデザインについてのご質問でございますが、若者定住につきましては、全町を対象に考えておりますが、特に第二小学校地区の人口減少が大きいので、第二小学校を廃校にしないためにも、若者定住を促進し、子供をふやしたいと考えております。

また、本年度策定されます長瀬まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも、人口減少対策が最重要課題

として入る計画でございます。

総合戦略では、第二小学校区域だけではなく、全町の人口減少を考えていくわけですが、その中でも、第二小学校区域への施策を充実したいと考えております。

第二小学校区域の中でも、矢那瀬地区の人口減少が大きく、以前の議会でもお答えをいたしました、矢那瀬地区に活性化検討委員会が設置され、町との話し合いを行い、現在検討をしてもらっているところでございます。この検討委員会との協議を重ね、少子化も含めた地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

若者定住の具体的な施策は、まだ決まってはおりませんが、これから策定する総合戦略に位置づけるため、役場内でも検討をしているところでございますが、多くの皆様からのご意見をいただき、人口減少の抑制を考える中で、第二小学校区域の人口減少対策も検討してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田君。

○5番（村田徹也君） ちょっと私が勘違いしていたのかなと。全町を対象に若者定住と、そして特にその中でも樋口地区ということですね。

地方創生ですが、人口減少を食い止めるための計画を打ち出すという地方公共団体は非常に多いと思います。なぜなら、国の総合戦略の柱の一つが人口減少問題の克服、一つが成長力の確保、この2点です。ですから、当然中山間地域では人口減を食い止める策というのを示してくるはずですよ。

私は、人口減少抑制ということに関しては、相当インパクトを持った戦略を示さなければ、なかなか交付金はいただけないのではないかなと思います。その中で、特に私、樋口地区をある程度限定した歯どめ策だとすれば、これはおもしろい考えかなと思います。地域を限ってということについては、意外とおもしろいかなと。ただ、これには固定資産税の数年間の優遇であるとか、子育て特別加算金をその地域の人に上げるとか、幼稚園、保育園の無償化だとか、そんなようなことをうたわなければ、なかなかその地域へということではできないと思います。そういう地域を限ってということも考え方の一つなのかな。ただ、そうなった場合には他地域から非難ごうごうとなるようなことになると思いますが、そんなことをやっていかないとなかなか一般的な若者定住策ということしかできないかなと思いますので、まず1点。とにかく今段階で町として創意工夫している具体策、町としてこのようなことをすればいいのではないかなという具体策があれば。

もう一点は、地域住民を巻き込む方策。樋口地区であれば樋口地区、矢那瀬であれば矢那瀬地区ということで、地域住民を巻き込む方策というのを考えているかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

特に今、町政は全ての住民に対して平等という考えに立つと思いますが、全ての住民に平等という考えに立っていると、傑出したといいますか、独創的なという策は出てこないと思います。

この2点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

相当インパクトが強くないと交付税がもらえないのではないかなというお話ですが、今現在地方創生戦略会議というのが始まったところですが、具体的な話にはなってはおりませんが、矢那瀬

地区、こちらにつきましては、私が就任いたしましてから、ぜひ力を入れたいということで、いろいろな案を出させていただいているところでございます。

その中に川面地区、あちらは非常にまとまった土地もございますので、そのようなところにちょっと農業ができてというような形のものでできるといいかなという話はしているところでございまして、これにつきましては、また2つ目の質問でございます、地域の方たちを巻き込んでという話の中に入ってくると思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、矢那瀬地区の皆さんが私の思いを酌んでいただきまして、矢那瀬地区の活性化委員会を立ち上げていただき、検討をいろいろしていただいているところでございます。

第1回のときに私たちも呼ばれまして、いろいろと意見交換をさせていただきましたが、まだその後がなかなか話が進んでいかないということで、会長からそのうち話しに行くからという話はいただいておりますが、いい案を出していただき、矢那瀬地区の活性化が図れ、第二小学校区域に子供が大勢入っていただけるような策が講じられればいいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 私が地域の人材を活用というのは、もう少し掘り下げて、要するに地域住民との話し合いの場とか、または住民意見公聴会とか、住民というのはその地区に限ってもいいと思います。または、長瀬町を全体に捉えてもいいと思います。そのような中で出てくる意見という、そういう人材を活用すべきと、したほうがいいのではないのかなという提案です。

それはさておいて、この地方創生は1988年代、竹下内閣がふるさと創生事業というのをやりました。いろいろ箱物をつくりました。今多くの自治体で、その箱物の老朽化で、その撤去費用とか非常に悩んでおります。この地方創生がそうならなければいいかと、なっちはいけないという切迫した政府の方針だと思います。

そこで、もう一度、地域の人材活用の、要するに公聴会であるとか意見交換会とか、そういうものをもってこの計画策定の基本とできないかという点が一つ。

それから、こういうのがあります。課長の皆さんはご存じかと思いますが、ファウンディングベースというのがあります。もし知らない人がいたとしたらですが、大学生等を1年間休学させて、町長づけて町に送ると、それで若い人の意見を取り上げるというファウンディングベースというのをかなり試行している市町村もあるわけなのです。これインターンシッププログラムという中にあるわけなのですけれども、そこで要するにそういう地域の人たちだけではなくて、そういうファウンディングベースという若者の力を使うというふうなことは、考えていないのかというふうなことについて再度お伺いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

地方創生会議につきましては、公聴会というようなお話でございますが、今現在長瀬町も公募をいたしまして、地方創生会議の委員をこれから決めなくてはならないわけでございますけれども、先月でしたか、募集をいたしましたところ6名の方に手を挙げていただきました。しかしながら、いつも偏ってしまうという言葉はちょっと当てはまらないかもしれないですけども、手を挙げてくださるのはいつも同じメンバーしか手を挙げていただけないという中で、公聴会を開いて皆さんに、ぜひお出かけくださいというお話をいたしましても、人が集まるのかなという不安がございます。過去にもそのような会議を持ったとこ

ろもあるようでございますが、昨年でしたか、1人しか来なかったというようなお話も伺っております。そういった中で、なかなか町民、皆さん全体おいでいただいているいろんな意見を聞く、これは非常に言葉としてはいいのですが、実際問題そのようなことをいたしましても、出てこられる方は大体決まった方しか出てきていただけないという中で、なかなか難しいなというものを含んでいるわけでございまして、これからそのようなご意見はご意見として伺いますが、果たして実行に移せるかどうかはちょっと疑問視するところでございます。

それからまた、今、ファウンディングベースというのですか、初めて私もこの言葉を聞きました。最近横文字が非常に多いものですから、なかなか理解ができない中で、大学と協定を結んで大学を巻き込んで地方創生をやるという市もたくさん出ているようでございます。私もそういうお話を伺いますと、ぜひ長瀬町としてもそういう新鮮なご意見が聞けたらいいなという思いをしておりますが、なかなかそのチャンスがないという状況の中で、もし村田議員がそのようなつながりがございましたらば、ぜひ町の方にお話をいただいて、そのようなことが可能であればできるといいかなと今現在思ったところでございますので、ご協力いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君、2番に進んでください。

○5番（村田徹也君） 次の質問に移る前に一言だけ。人間、固定観念というのがあります。何とか何とかではないかとか、やっても1人しか来ないのではないかという固定観念にとらわれていては先に進まないとは私は思いますので、私の思いを酌んでいただきたいと思います。

当町学校教育の現状について教育長にお伺いします。教育に関する権利・義務は日本国憲法第26条で規定されています。また、教育基本法第4条で教育の機会均等が明記されています。当町では小学校が2校ありますが、この2校の教育環境は著しく差異が生じていると推測されます。また、教育の平等と効果という観点から疑問も生じております。

学校規模の適正化について、文部科学省により公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引が策定されましたが、当町では教育効果や適正規模等を外部委員会の検証や保護者アンケートを実施し、参考としているのか伺います。簡潔にお願いします。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 村田議員のご質問にお答えします。

学校教育の現状についてのご質問でございますが、平成27年1月に公立小学校・中学校等の適正規模・適正配置等に関する手引が策定され、文部科学省から各市町村に通知されております。

この手引は、近年家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念され、公立小中学校の設置者である各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討、実施していくことが求められていることから、文部科学省において、公立小中学校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否、または小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や、都道府県教育委員会がこれらの事柄について市町村教育委員会に指導、助言、援助を行う際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点をまとめたものでございます。

当教育委員会といたしましては、地域の実情に応じた活力ある学校づくりの検討の際などに手引を活用していく予定でございますが、教育効果の検証は、学校教育法施行規則に基づき、各学校が自己評価及び

学校関係者による評価を行い、教育委員会へ報告されておりますし、適正規模については、現段階では内部の検討で済むことから、外部委員会の検証や保護者へのアンケートは予定しておりません。

なお、小学校2校の教育環境の差異や教育の平等と効果という観点での疑問は、法律に基づいた学校運営がなされておりますので生じていないと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 教育長に対して、ありきたりなことを発言します。

学校教育では、児童生徒が集団の中で多様な場面に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じ、集団や個人の資質や能力を伸ばしていくことが目標とされていると思います。

同一町内にある第一小学校、第二小学校、やはり教育環境の差があるのではないかと。これはあつてしるべきと思いますが、そこで1点目、教育機器の配置状況に差が出て、その活用等に差が生じているかどうか、把握している範囲で伺います。

2点目、平成27年度教育費当初予算における児童1人当たりの教育費の小学校費が6万3,354円です。これは、小学校にかかる教育費を要するに児童数で割った数字だと思えます。6万3,354円、これを今度学校別に私調べてみました。第一小学校の予算を人数で割りました。4万9,192円。第二小学校が10万2,101円と、倍以上の差が出ています。このことについて、差が大き過ぎると思えますが、これは生徒数でやむを得ないと思えますが、どのように考えるか。

3点目、小規模校のよさ、これは申しません。多人数学級の利点、またはデメリット、これも申しません。しかし、教師の勤務状況に差が大きくなっていると思えます。そこで、これ私が調べたものではありません。毎日秩父のほうへ行っている人は帰りが遅いのだそうです。10時、11時だそうです。まだ電気がついている、どうなっているのだろうと、これが第一小学校の現状です。深夜勤務が行われていると。以前にも教育長にこの質問はしたことがあります。なかなか改善されていません。そうすると、教師のプレッシャーとかそういうものも教育効果にあらわれてくるのではないかと。第一小学校と第二小学校でそれだけ勤務状況に差が出る。全員とは言えないのだと思えますけれども、中に行つてとか私が見てとかいうことではありませんが、9時過ぎ、10時ごろは当たり前と、こうこうと電気がついているということについて、第一小と第二小にも差が出ていると、この3点につき伺いたいと思えます。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

1番目の教育機器に差があるのではないかとということですが、学校によってやはり学校の経営方針、学校の重点事項等によって教育機器には当然あるもの、ないものというものはあると思えます。学校のそういった機器等については、各学校に任せてありまして、学校の現状を考えていろいろ購入しているものだと思いますので、差があるというふうなことでははかれないと思えます。

2点目の児童1人当たりの、お金を計算すると一小と二小では倍近く違うということですがけれども、単純にこれは人数の差ということで考えていただけたらと思えます。中身がどうのこうのという問題ではないと思えます。

それから、3番目の第一小学校が夜遅くまでということは、全くそのとおりで、校長会、教頭会のたびに管理職に対しては指導をしているところでございます。熱心さとかそういう問題ではなくて、やはり議員ご指摘のとおり、余り遅くというのはよくありませんので、これは必ず毎回指導していることでござい

ますので、もうちょっと長い目で見ていただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 職員の勤務状況については、先週の日曜日も、その前の日曜日も学校に来て勤務をされていると。これは、熱心という言葉では私捉えられません。そのことは教育長も、ぜひ今後改善されるようお願いしたいと思います。というのは、子供たちにやはり出てくるのです。優しい、思いやりのある教育というのは、心に余裕、ゆとりがなければできないと思います。人間が人間を教育するということで、ぜひ今後改善することを切望します。

今度は、第一小学校低学年児童の保護者の言葉です。「うちの子は、落ちつきがない、問題が多いとよく先生から言われ、学校に呼び出されることもあり、先生と顔を合わせると身がすくむ」と、こういうことはあると思います。第二小学校保護者の言葉、「人数が少ないので、うちの子は学級内の序列から抜け出せずに困っている。せめて、毎年学級がえをできるような規模の学校にしてほしい」、こういうご意見があります。これは教育長に言ってもしょうがないのですが、町長のお考えもあると思いますが、そういうご意見があるということを入れて、今後教育委員会として、または町として進む方向を考えていただければと思います。

まず、教育には親の思いを、やはり合併とかそういうのを抜きにして、実態調査というのは必要ではないかなと思います。

そのことはさておいて、集团的行事を合同で行えるような措置はとれないのか。例えば運動会であるとか修学旅行であるとか、そのようなことについて合同で行うというふうな形式はとれないのか。なぜか。余りにも人数が少ない中で競争とか、もう序列が決まっているような中でいろいろ行うということに関しては、集団行動の意義から逸脱する場面も出てくるということで、同じ町内である学校で行事を同一にして実施は可能なのではないかと私は思いますが、その点。

それから、もう一点、これは答えられる範囲で。小規模校のデメリットということで、例えば男女比が、今ちょっと男女比が第二小もかなりある学年もあります。甚だしくなったときに、やはり正常な学校運営というか、教育の推進ができていくのではないかなという気がしますが、その点についてお伺いします。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 村田議員の再々質問にお答えします。

1点目の学校行事等を合同でできないかということでございますが、運動会については、地域の実態がございまして、ぱっと一緒にというのはなかなか難しいかなというふうに考えております。当然こちらからもそういったお話をさせていただきますけれども、すぐに受け入れていただけるかどうかというのは、ちょっと私のほうも自信がございません。

それから、例えば修学旅行、この間の校長会、教頭会でも議員さんのおっしゃるとおりのことを私のほうも提案しました。これはなぜかということ、やはり費用の面ですとか、先ほど来出ています集団の中ということがありますので、一応すぐに検討というような形ではないのですけれども、今後そういうことが考えられますよというお話をさせていただいておりますので、また学校長等にそういったお話をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の小規模校のデメリット、いろいろ言われておりますけれども、議員さんも教員だったのでわかっていただけていると思うので、答えにくい面もあると思うのですけれども、現在のところ第

二小学校ではそういったことも考慮して、例えば6年生は女の子3人で、あとの7人が男の子なのです。私のほうもそういったことを心配して、担任、それから管理職に聞きましたところ、3人の女の子が仲よくやっていて、今のところ学級経営に問題はありませぬよ、男の子とも一緒にやっておりますということだったので安心してはいるのですけれども、そういったことも考慮しながらこちらでも指導、助言できるところはしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田君、3番のほうへ進んでください。

○5番（村田徹也君） 3番、3番と言わなくてもわかりますから。

学校で、グループ活動とかグループ学習とか、そういうのもありますので、そういう点を考慮して、ぜひこれから教育委員会としても学校に対しての指導をよろしく願ひします。

では、町の将来像を描いた町政執行について町長にお伺ひします。内閣府の推計予測では、2060年に国の人口が9,000万人程度となり、65歳以上高齢者は40%、75歳以上は26.9%と試算されています。現在ある程度の人口の将来予測、これは町です、はなされていると思ひますが、町としてのメイン施策が進展する高齢化対策なのか、それとも少子化にスポットを当てた施策なのか、あるいはその他の施策なのか。その柱とする施策、あれもこれもではなく、これだというのがあれば、それについてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の町の将来を描いた町政執行についてのご質問にお答えいたします。

人口等の将来予測につきましては、過日の全員協議会でも県のシステムによる人口推計を説明させていただきましたが、何も対策を講じなければ、長瀬町の人口も2040年には4,000人台になる推計となっております。

最終的な人口推計は、人口ビジョンとして総合戦略策定に合わせ、将来の予測をさせていただきますが、人口減少の抑制は最重要課題であると考えております。

町のメイン施策が高齢化対策か少子化対策なのか、あるいはその他の施策なのかとのお質問でございますが、本年度策定の総合戦略により、中長期ビジョンや基本目標、基本的方向、具体的な施策が決まると思ひますが、町の重点施策は人口減少の抑制になると思ひます。

高齢化、少子化対策はもちろん重要であります。15歳から64歳までの生産人口も大幅に減少予測となります。この対策としまして、若者定住も含めた全てを総合した人口減少対策が必要であり、その方向で進めてまいりたいと考えております。

現在の長瀬町は、少子高齢化であり第1段階となっておりますが、あと15年、20年経過しますと、団塊の世代の方も後期高齢者となり、高齢人口も減少する第3段階になる推計となっております。

このため、どこの年齢をメインに考えるということではなく、全体を考えた施策が必要であり、ご質問への回答といたしましては、その他の施策になると考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 1番の質問でも私発言しましたが、人口減少が顕著化し、将来展望をなかなか開けないという今、やはり常識的な固定観念にとらわれていては、この人口減少に歯どめをかけることはできないのではないのかなと。

特に今の町長の最後の答弁のところ、どの年齢にという照準を合わせたものではなくというお話でしたが、まさにこれから私が再質問しようと思っているところなのですが、まずこれは町のほうはわかっていると思いますが、子育て世代の人口、ちょっと読み上げます。40から44歳、494人、35から39歳、374人、30から34歳、298人、25から29歳、285人、その後も減り続けています。これは、この人口が子育て中の人だということです。したがって、子供たち、15歳から19歳が360人、10から14歳が366人で、5歳から9歳になると241人、ゼロ歳から5歳が205人ということですから、子供たちはどんどん減少しているということで、やはり全般的な、一般的な、常識的なというか、形になると思うのです。私は、どの年齢にというターゲティングというのが必要ではないかなと。例えば子育て世代の人に照準を合わせた施策というふうなことで追っていかないと成果が生まれませんと思います。先ほどお答えをいただいたような気がするのですが、それはぜひ必要ではないかなと。

一般的に長瀬町民に対して人口減少を食い止めるという施策、これどういふのがあるのだから、私には、ちょっと自分自身ではなかなか浮かんでこない。ターゲティングということをするれば、ある程度その年齢に限って、この施策を行うということのほうは私は的を射ているような気がしますが、再度その点について。

それから、この人口減少には、国もそうですが、未婚率の上昇とか晩婚化ということがあります。国の未婚率の高齢化、男子30から34歳は44.5%が未婚である、女性に限っては30から34歳が32.5%という、なおかつ既婚者の完結出生率が1.432、長瀬は1.02から1.03ということなのです。

町政は、データに基づいて施策が策定されると思います。長瀬町の平均既婚年齢を調査し、そのデータを持っているか、これ町長では無理だと思いますので課長にお伺いしたいと思います。

1点はターゲティング、1点は平均既婚年齢を把握しているかどうか、お願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

1番目の質問で相当インパクトの強い施策をやらないと無理ではないかというお話をいただきました。特にこの少子化につきましては、私もそうであるのではないかと考えているところでございます。

ただ、今議員もお話をいたしましたけれども、結婚されない未婚の方が多いいという、その現状がございまして。これを何とか、これは長瀬町だけの問題ではありません、日本全体の問題になってくると思いますけれども、やはりそれには私たち既婚者が結婚してよかったなという、そういう模範を示さなければ、今の若い方たちは余計に結婚に対しての願望が湧いてこないのではないかと私は思っております。ぜひ、ここにお集まりの皆さん、大勢の皆さんがきょうはおいでいただいておりますので、このところを私は強く申し上げたいのですけれども、結婚してよかった、やはり家族は必要だというようなものをしっかりと、これから結婚されようとする方たちに私たちが発信をさせていく、そのようなものをこれから考えていかなければいけないと思っていますので、よろしく願いいたします。

これにつきましては、長瀬町も議員ご承知のとおり、婚活ということで、社会福祉協議会で一生懸命取り組んでいただいております。ただ、町内だけでそれを成立させるというのは不可能でございまして、よその町、他町からもおいでいただいております、成立はするのですが、なかなか町内の人がその中に入ってこないという、そういう現状もございまして。これからのしそのようなものを見ましたときには、特にご家庭、それからご近所でそのようなことがありましたときには、ぜひ婚活にも参加してほしいというような、大勢の皆さんからアピールをしていただき、そのようなことをやっていただければありがたいなと

思っているところでございます。

ただいま議員のほうから申されましたように少子化というのは非常に大変な課題でございますし、また人口減少、これは本当に町のみならず日本全国でどうしたらいいかということで施策を皆さん考えているわけでございますが、その中で移住という言葉が最近は大分はやっているようでございますが、これは要するに奪い合いと申しますか、そのようなことになってくるわけでございますが、これもやはりいずれかはちょっとこの方法は無理が生じてくるのではないかなという中で、長瀬町を好きになっていただくような、そういった方向でいけば、長瀬町に住もうというお気持ちの方も出てくるのではないかと考えておりますので、ぜひそのような形で議員の皆様にも、長瀬町はいいところだということで発信もしていただければありがたいなと思っております。

未婚の方のあれでしたっけ、それはまた課長のほうで統計をとっているかどうかわかりませんが、ご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） まず、未婚の統計ですが、現在統計としてはございません。この後、戦略の中でそういう数値的なものとして出てくると思いますが、現在はとっておりません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 基本となるデータは町にあると思います。ただ、やはりそれに目を通してデータに基づいてどういう戦略をとることが私は必要だと思います。

再度、これは先進的な地域を言っても仕方ない点がありますが、島根県の津和野町では、シェアハウスを活用して空き家を活用したりというふうなことで人口増がなされていると、これが現実問題です。津和野も長瀬と同じように、いや、長瀬以上に観光地として有名です。人口は8,900人ぐらいです。萩、津和野ということでも有名ですね。町並みがきれいだとか、鯉が泳いでいるとか、そんなことはどうでもいい。やはりこういうところでも人口減少に悩み、人口をふやすというふうなことで、若者の力をということでシェアハウスを開設して、そのシェアハウスに若い人たちが何人もで集まると。地元の人たちと協力して農業をすとか、そういう形で進めているわけです。これもある程度具体的なこととしては、長瀬町もそのシェアハウスでなくても結構ですが、空き家もたくさんあることですから、そのようなことをして一時的にそこに住んでいただいて、若い人たちの力をかりると、そういう具体策が必要ではないかなと思います。

そこで、幾つかなのですが、もう一度繰り返しますが、ちょっとダブるのですが、町民誰にも平等という固定観念、これは捨てなければ私はできないと思います。

それから、先ほどと重複しますが、町民の自由な企画力と行動力に託すという方策も取り入れていく必要があるのではないかと。また、まちづくり条例を制定する、これも一つの方法だと思います。あと、今騒がれていますが、東京または大都市から高齢者移住とか、2地域定住ということがありますよね。長瀬町に高齢化が進んでいるのに、またここに高齢者を呼んでどうするのと、財政負担になるではないかということもあろうかと思いますが、一つの策ではあると思います。やはりそういう策を示していかなければいけないのではないかと。特に民間企業では、競争に打ち勝つためにリストラチャリングということを行って事業の再構築を行う、勇気と覚悟を持たないと自然淘汰されてしまう。これは、リストラチャリングは、リストラという言葉に日本では置きかえられていると。リストラ、もう首にするのだというような

意味になっているようですが、正式にはリストラクチャリングということで事業の再構築と。ですから、長瀬町の事業についても再構築というふうなことが必要なのではないかとということで、ちょっと具体性に乏しいのですが、再度質問させていただきます。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のただいま人口対策に対するいろいろなお話を伺いました。

実は、今長瀬町は空き家がどのくらいあるかということで区長さんをお願いをして、その数を把握しつつあるところでございます。そのような中で、舟下り、ラフティング、カヌーの方たちが、先日私に、長瀬町に住みたいのだけれども、なかなか空き家が見つからないというお話をいただきました。新築まではやはり予算の関係もあるので、新築はできないけれども、空き家を譲ってくれる人がいれば欲しいという方たちが、働いている方たちが幾人もいらっしゃるというお話で、それをぜひ町のほうでやってくれないかというお話をいただきましたので、今までしっかりした空き家に対する把握がしてございませんでしたので、今ちょうどやっているところなので、それがわかり次第、売っていただけるか、貸していただけるかということも含めまして調べまして、それから皆さんのほうにもお話をさせていただきますという話をしたところでございます。

ラフティング、カヌーにかかわっている皆さんは若い方たちですので、ぜひ長瀬町にそういう方が住んでいただけるといいなという思いの中でうまくこれがかみ合いまして、町のほうに定住をしていただけたらありがたいなと思っているところでございまして、そのような努力をこれからさせていただこうと思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

それから、町民の自由な発想というお話がございまして。長瀬町も提案制度というのを議員ご承知のとおりやっております、その中に苦情を書いてくださる方もおりますけれども、いろいろなよい提案をしていただく方もございます。

今現在、郷土資料館のほうでシュウカイドウをいただけたらお願いしますという文章を広報の中に書かせていただきましたところ、何名かの皆さんにお持ちいただき、これを郷土資料館の周りに植えようということが始まっておりますが、これも秩父市の方があの辺にシュウカイドウを植えたならよろしいのではないですかというご提案をいただき、実行に移させていただいているところでございます。

ぜひそのようなものも活用していただきながら、よい提案がございましたらば、どしどしと町のほうにご提案をいただけたらありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（村田徹也君） 再質問。

○議長（新井利朗君） 3回終わりましたので、次の4番に進んでください。

○5番（村田徹也君） では、シェアハウスのことについて答弁がなかったので、お願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長、補足で。

○町長（大澤タキ江君） 失礼いたしました。ちょっと書きとめるのを怠ってしまいました。

シェアハウスにつきましては、ちょっとその住居を見つけることが難しいかなという思いがいたしております。なかなか人間関係もございまして、たまたま津和野はああいう場所ございまして、観光地と申しましても長瀬とはちょっとレベルも違いますし、大勢の皆さんがお越しいただいているようでございまして、そのような中でいろいろな仕事が多分できるのだと思いますけれども、雇用の問題もございまして、またそういうお家を見つけるのもちょっと大変かなという思いがいたしておりますので、ちょっと

シェアハウスは無理かなという思いがいたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 質問ではなく、それでは一言だけ。シェアハウスについてはということで、空き家がたくさんあると。これは、全国的に空き家が犯罪の温床になったりということで国のほうで調べろというようなことで調べているところだと思います。空き家率がどんどんふえていきます。シェアハウスにするような空き家はあると思いますが、それも一つの若者を入れたまちづくりの方法であるということで、頭に入れてぜひ検討していただければ活用できるのではないかなと思いますので、一言苦言を呈させていただきます。

では、次の町道整備について、建設課長にお伺いします。町内には、町道未舗装部分がかなりあると思われませんが、住宅地において未舗装だったり、一部拡張が行われていない部分などが見受けられます。町道整備は、随時計画的に行われていると思いますが、その整備計画はつくられているのでしょうか。救急車両の通行の妨げにならないような整備は、防災面からも必要不可欠と考えられます。

当町では、安心安全なまちづくりを目指していると思われませんが、快適な住みやすい地域の創造のためにも、町道整備は最重要事業と考えますが、いかがか伺います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、村田議員の質問にお答えいたします。

生活基盤となります町道の整備は、重要な事業の一つと考えております。道路整備計画につきましては、政策的な判断や各行政区からの陳情書、要望書、またパトロール等により改善箇所、危険箇所の改善につきまして取りまとめ、予算要求を行っております。

しかし、全ての箇所を整備することは厳しい町財政状況から困難な状況にあります。このため現地調査を実施し、危険度や緊急度を考慮し、優先順位をつけ、地権者の同意を得られた箇所から整備を行っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 町道整備の計画というものについて、今の課長の答弁だと、これがこことこことここのふうにということがリストアップされてできているのか、そうではなくて、要望があったらこうやっていくのかというのがちょっと明確にわかりません。そういうもう必要最低限の箇所といいますか、これは随時年度を追ってやっていくのかという計画があるのかどうかという点について、再度質問したいと思います。ですから、そういう整備計画がきちんとできているのかどうかということ。

それから、道路の整備における要望や陳情について、これはいろいろ住民が知らない面もあると思いますので、毎年こういうふうにするのですよという周知をしているのかどうか。毎年はしていないと、こういうところで周知していると、区長会なら区長会でそのお話はして、区長さんが区の住民にしているとか、そういう方法。

それから、道路整備改良の手段の方法なのですが、これ確認です。まず、住民が区長に持っていくと、区長が役場担当課に持っていくと、そこで役場担当課から区長、住民に戻すと、そういう手法でよろしいわけですか。道路改良、要望、陳情等については、今私が言いましたような、住民から区長、区長から役場担当課、担当からまた戻ると、そういう方法をとられているのか。そうではなくて、一部、個人なら個人住民が役場担当課のほうに申し出ても、これはよろしいのかどうかという点について質問します。

もう一点、私道の町道化というのは、過去にあったのか。また、例えば私道を、これ住民の方も私道か町道か知らないで使っている人もいるわけですよね。それは、当然その近くに住んでいて知らないという人もいるわけですが、ここは舗装にならない、ちっとも舗装になっていないと、でこぼこでしょうがないと、実は私道だったと、私道まで町でお金を出してということはできないということで、これを寄附なら寄附して町道化するということが今までにあったのか、それからまた今後もそういうことはあり得るのか、4点よろしいですか。もう一度お願いします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、村田議員の質問にお答えいたします。

整備計画はあるかということですが、整備計画というのは毎年予算要求の段階である程度路線が決まっております。というか、それで要望しておりますので、それに基づいて行っております。

要望の手続でございますが、先ほど議員さんのほうから言われましたが、ここを整備してほしいという場合、その地権者の方が区長さんに要望して、区長さんのほうから町のほうに要望が来て、それについてどうなったかということだと思っておりますが、道路整備ですと、路線が長い場合ですと地権者の方がかなりいると思っておりますので、一応今の段階ですと、やっていただいているのは地権者の方の区長さんを代表にし、地権者の方の同意、署名、捺印等をもらったものを要望書という形で上げていただいております。それに基づいて区長さんから町のほうに上がってきて、それで町のほうで現地のほう、すぐというわけにはいかないとは思いますが、一応現地のほうを見て、それで先ほど言いましたけれども、緊急度、危険度等を考慮しながら一応順番のほうを形にしていっております。区長さんのほうには、こういう形でというふうに、先ほど言いましたけれども、町財政大分厳しいものですから、早急に改良というものは難しいと思っておりますという話は、一応来たときにはお話しするようにしております。また、予算化ができましたら、こういう形でという話をしているような形をとっております。

それから、私道についてですが、明確な基準というのはなかったとは思いますが、一応私道を町のほうに寄附していただく場合は、通り抜けができる私道の場合は現地のほうをいろいろ確認しながらやっていくような形になると思っております。

よく行きどまりというのですか、開発した後に私道があって、その部分を寄附したいというふうに来られる場合がありますが、そういった行きどまりの道に関しては寄附を受けていない状態でございます。

過去に受けたかということですが、済みませんが、まだ資料がありませんので何とも言えませんけれども、私が知る限りでは寄附を受けたことはなかったように思っておりますが、何とも言えないのですが、済みません。一応そういうことです。申しわけないです。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。残り1分です。

○5番（村田徹也君） あと1分だということで、これは言うだけになる、随分温情のない議長なので、しゃべるだけしゃべってということになるかもしれませんが、では具体的なところが幾つかあるのですけれども、ちょっと今すぐに回答というのは難しいと思うのです。

まず、野上駅周辺というか、野上駅から国道へ出るところに町道5号線というのがあるのです。斜めに大島さんのお宅の近くのところですか、あそこのところの何か、あれは多分材料提供の補修だと思うのですけれども、一部だけ舗装されていないのです。そこに1軒だけ家があるのです。これは意地悪なのではないかなと、ちょっと私は事情を知りませんが、コンクリート舗装になっているのに、その一部だ

けコンクリート舗装になっていないというところなのです。これ何でだろうと思うのですが、これは誰かにどうこう言われたわけではありませんけれども、おかしいのではないかなと思います。その点どうか。

あと幾つかありますけれども、袋区内、多分101号線だと思います。道が途中から狭くなっているのです。これは住宅も奥にあるのです。そこ拡幅農地だし、何とか拡幅、そんなにお金かかるあれではないと思いますので、これも可能なのではないかなと。

あとは、これはやむを得ない。上長瀬の84号線、非常に狭くて緊急車両が入りにくい、ブロック塀が立ってしまっているという状況ですので厳しいと思うのですが、もし火災とか救急車の出入りとかいうことで厳しい面があるのではないかなと。

もう一点、本野上の総持寺前の23号線、これは幹線23号線、ここは以前拡幅する予定だったのですが、地権者が反対してだめだったということなのですが、たまたま地権者の人とお話しすれば、これはそんなことはないよと、前私が個人的に誰かともめたので反対したのだというふうな話だったのですが、あそこを広げると抜け道で車がスピードを出してしまうということもあるのですが、あそこも車が一部だけ交換できないということがありますので、これあたりは整備計画はあるようなないようなお話だったです、予算が組まれたらばそこでということだったのですが、やはり年度の先を見越して優先順位をつけて整備計画をある程度つくっていくという必要があると思いますので、その点について、温情のない議長があと1分と言いましたが、答弁が可能でしたらお願いします。

○議長（新井利朗君） これにて暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の5番議員の第4番目の質問に対して、建設課長から回答を申し上げます。

建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 村田議員からの質問について簡単な回答ですが、済みませんが、簡単に回答させていただきます。

まず、町道本中51号線のコンクリート舗装が一部で切れているということですが、こちらは原材料支給という制度を使いまして、地元の区長さんからの申請に基づき、舗装をしている道でございます。それに伴いまして、去年は申請がございましたので、そのままの状態になっているわけでございます。

続きまして、本中101号線の関係ですが、こちらは新しく家が建っております、その部分はセットバック、建築確認に必要な4メートル以上の道路に2メートル以上接してはいけないという制度があります。それに伴いましてセットバックしているので、一部広がっている状態でございます。

それと、幹線23号の関係でしたが、こちらについては一応議員さんの話ですと、地権者の協力が得られるようなお話をいただいておりますが、うちのほうとしては改良当時、そのままの状態では協力を得られないということで、そのままですと、今後の検討ということになると思います。

それと、長瀬89号線、こちらちょっと最後聞き取れなかったのですが、どういった趣旨だったかちょっとわ

からなかったのですが、一応これは長瀬の南建設さんの前だと思うのですが、違うのですか。では、済みません。

以上で終わります。

○議長（新井利朗君） 次に、2番、田村勉君の質問を許します。

○2番（田村 勉君） 2番の田村勉です。さきの一斉町選挙で日本共産党の公認候補として立候補し、当選をさせていただきました。

4年前、我が党の渡辺・元議員が病気のため立候補できず、この4年間、共産党の議員がいないという状況が続きました。このような中で、私はこの1月に転居して、立候補し、当選させていただきました。渡辺元議員に続いて、この長瀬町を住民が主人公の立場で、議員として頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に……

〔「議長、質問だぞ」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 質問1に入ってください。

○2番（田村 勉君） 密接に関係がある問題なので、ちょっと所感を述べさせていただきたいと思います。

○議長（新井利朗君） 質問1に入ってください。田村さん。質問1に入ってください。田村議員に申し上げます。質問1いきなり入ってください。お願いいたします。

○2番（田村 勉君） ちょっと時間下さい。

○議長（新井利朗君） 質問1にすぐに入ってください。

○2番（田村 勉君） 憲法をどう町政に生かすのかという点でありますけれども……。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時04分

再開 午後1時05分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） それでは、率直に町長に、憲法をどう町政に生かすのか、憲法99条を踏まえてぜひひとつご発言、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の日本国憲法をどのように町政に生かしているかについてのご質問にお答えをいたします。

憲法とは、我が国のあり方を定めたもので、国の基本を示すものでございます。憲法の前文においては、主権が国民に存することを宣言し、この憲法に反する一切の法令等を排除しており、また恒久平和を念願し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を確認しております。

ご質問の日本国憲法をどのように町政に生かしていくかについてでございますが、我が国の地方自治は憲法第8章において定められており、それを基本に地方公共団体が基本的な事項について法律の範囲内で条例を制定し、自治に当たっているところでございます。私もこの憲法の理念を遵守し、町政に当たる所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今、町長のご答弁ですけれども、憲法の第8章ということですが、92条でしょうか、地方自治の本旨ですね、この地方自治の本旨についてはどういうふうに捉えて町政に生かしていこうとしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員、再質問でございますが、第92条、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとなっております。本旨に基づいてということでございますので、法律で決まっている、それを遵守させていただき、そのとおりに進めさせていただきます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村君。

○2番（田村 勉君） それでは、2番目の質問のほうに移りたいと思っておりますが、私も選挙を行いまして、公約の一つになっておりますけれども、学校給食の無償化についてお伺いしたいと思います。

お隣の小鹿野町では、ことしの4月でしょうか、無償化を実現したそうであります。少子化・子育て支援の観点から、この長瀬町でも実施できないかどうか、そういう検討をしているかどうかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の学校給食費の無償化についてのご質問でございます。

長瀬町では、学校給食の食材費について、一部を公費で負担することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援のため、平成24年度から小学生の給食費月額4,100円に対し1,200円を、中学生は月額4,800円に対し1,500円を公費負担として助成をしております。保護者負担は、小学生では月額4,100円のところ2,900円、中学生では月額4,800円のところ3,300円となっております。

現在児童生徒の給食費は全体で約3,000万円でございますが、そのうち約800万円を公費で賄っております。完全に給食費を無料化するには、毎年3,000万円の公費負担が必要となってまいります。子育て支援では、給食費の補助のほかにも、出生時に子育て支援金1人2万円や紙おむつ用ごみ袋の支給、こども医療費の助成、保育料の減免、幼稚園就園奨励費補助金、小中学校入学祝い金、これは小学生1万円、中学生3万円でございます。通学費の助成などの事業を行っております。

このように、さまざまな助成を行っておりますので、現行の助成制度の充実を図ることに主眼を置き、毎年2,200万円の新たな負担は財政的にも大変厳しいため、現段階では無償化は考えておりません。

なお、小鹿野町さんが無償化というお話でございますが、これは地方創生の先行型の事業を活用したと伺っております。ですので、この地方創生の先行型は、一過性のもので一度きりでございますので、これからは全て町の持ち出しとなってくると聞いております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村君。

○2番（田村 勉君） 今町長が、私が質問したのは学校給食の問題なのですけれども、そのほかにさまざまな援助をしているという話なのですけれども、別にその小鹿野町にまねろというわけではないのですけれども、やっぱり子育て支援とか、そういう点から考えてみた場合に、長瀬町は小鹿野町と比較してみると、ちょっとやっぱり観点がずれているのかなと思うのですけれども。

小鹿野町の町長は、私調べてみたのですが、昨年平成26年、26年の6月議会でしょうか、違います、3月議会、消費税が値上がりしたのが4月ですよね。その3月議会で、給食費に消費税を上乗せしないということを言明しているのですよ。長瀬町では、給食費に消費税というのは掛けていますか。どうなのでしょうか。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

消費税は掛けておりません。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） では、私はどこかで文書で見た、掛けているようなことが書いてあったように思うのですが……。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） どうも済みません。ぜひ、学校給食、子育てだけではなくて、やはり家庭のお母さん方にとっても非常に喜ばれているという話ですから、財政の問題を先に出すとなかなか厳しいになってしまうのですけれども、やっぱりどうやったらそれができるのかと。小鹿野でできて長瀬でできないと。それほどそんなに財政の差はないと思うのですね。やっぱり知恵を絞り合って、そしてどうやったらできるか。あるいは、一遍にやらなくても段階的にやるとか、そういうふうなお考えがあるかどうか、ちょっと。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

これからというお話でございますが、今後そのような状況になってまいりましたときには、無料化ということも可能性としては出てくるのではないかと思います。今現在の時点では、無料化をする予定はございません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。3番に進んでください。

○2番（田村 勉君） 今の問題、ちょっといいでしょうか、いつになったらこれできるのかという、その見通しみたいなのは、ないのですか。

○議長（新井利朗君） 3番に進んでください。

○2番（田村 勉君） 相当発言に何か制限があるような感じであれですね。

では、3番のほうに進みます。よろしいでしょうか。3番目は、旧雇用促進住宅跡地利用計画の経過についてであります。住民に開かれた町政の実現という観点について質問をいたします。

私は、ことしの1月に長瀬町に引っ越してきたばかりですので、当初この町のことはよくわかりませんでしたけれども、幸い日本共産党長瀬支部の暮らしと福祉、地域経済の雇用の相談員となりましたので、多くの住民の皆さんのお話を聞きながら、この町に何が必要なのかと、いろいろと考えることができました。また、長瀬町議会のホームページ、会議録も見ました。これを見ながら、住民に開かれた町政の実現

のためには、どのような施策が必要か、検討を行ってきました。そうしていたところ、都市再生整備計画の一部でもある旧雇用促進住宅野上宿舎跡地に関して幾つか疑問などが生じております。

例えば住民の声、旧雇用促進住宅野上宿舎跡地の建物は10年間は使用できるという話を聞いていたのに、どうして取り壊してしまったのだなどであります。これらの疑問は重要なポイントであると思いましたので、この疑問について明らかにしていただきたいと思ひまして、住民に開かれた町政の実現のための質問をしたいと思ひます。

そのような観点で、旧雇用促進住宅野上宿舎跡地について、地元の住民の方から伺ったり、会議録を調べてみたり、ことしの3月議会を傍聴させていただいたところ、次の点、旧雇用促進住宅野上宿舎跡地は、独立行政法人高齢生涯求職者雇用支援機構から土地購入費、家屋購入費1,349万3,554円で購入したものであるかどうか、これをお伺ひしたい。

2番目として、前記跡地及び今は存在しない家屋部分についても、長瀬町共有の財産だったのかどうか。

3つ目として、前記跡地の家屋部分について、少なくとも10年間は住宅として利用できることを前記機構から保障されて購入したものであるかどうか。

その次は、前記跡地の家屋部分について、少なくとも10年間住宅として利用しない場合は、違約金を支払う契約だったのかどうか。

5番目は、平成25年第5回長瀬町議会定例会の会議録の町長の答弁から確認できるとおり、少なくとも平成25年9月6日の段階においては、跡地について検討委員会が設置され、現在の建物を改修して町営住宅として整備する。2番目は、違約金を支払い、既存の建物を壊して新たに住宅を建設し、若者定住住宅とする。3つ目は、違約金を支払い、既存の建物を壊して分譲販売する。4つ目は、違約金を支払い、既存の建物を壊して公共施設や公園などの住宅以外のものとして整備するかどうか、こういう4つの方法について検討されたかどうか、そして結果として現在、前記跡地は更地となっており、その家屋部分は解体されたのでありますけれども、長瀬町として前記機構に違約金を払ったのかどうか。その払った額は幾らなのか。解体費用は幾らなのか。これについてのお答えをお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えをいたします。

何かいっばい言われてしまいましたので、7項目でいいのかなという思いがしておりますけれども、よろしいのでしょうか。

まず初めに、旧雇用促進住宅の跡地の購入先及び土地の金額と家屋の金額についてのご質問だと思ひますが、契約の相手先は独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構という機構でございます、購入代金は消費税込みで1,349万3,554円で、内訳として、土地代が979万2,724円、建物代370万830円でございます。

次に、当該跡地の土地及び家屋は長瀬町共有の財産であるか否かについてのご質問でございますが、平成25年3月に所有権移転登記が完了しておりますので、その時点で長瀬町の財産となっております。

続きまして、家屋部分は10年間住宅として利用することを約束して購入したのか、また違約金を支払う契約であったかどうかの質問でございますが、取り交わした契約書の中に、所有権を移転した日から平成35年3月31日までの期間は公用・公共の目的として使用しなければならないとの条文があります。また、この条文に違反した場合は違約金を支払わなければならないとの条文も明記されております。

続きまして、平成25年9月6日に検討委員会が設置され、当該建物を改修し、町営住宅として整備する、また違約金を支払い、新たに住宅を建設し、若者定住住宅を建設する、分譲販売を行う、公共施設や公園

等の住宅以外のものを整備するなどを検討したのかどうかの質問でございますが、まず検討委員会は第1回が平成25年6月6日、第2回は6月20日現地視察、第3回は8月29日、第4回は10月11日の4回開催されております。

9月6日に設置されたとのこと質問でございますが、9月6日は開催をしておりません。

検討委員会での野上宿舎跡地利用については、違約金の話もし、分譲販売も含め若者定住で整備すると基本方針が出ていますので、住宅関連以外のものの整備につきましては地区公園以外、特に検討課題としては挙がっていませんでしたので、検討はしておりません。

また、現在の更地にしたのはどのような議論を行い、どの機関で決定したのかについての質問でございますが、当初有料賃貸住宅を建設し、若者定住を図る計画でございましたが、建築費の高騰や維持管理のランニングコスト等を検討した結果、若者定住を図ることを目的に分譲したほうが、今後のかかるであろう経費や、賃貸住宅では転居してしまう可能性もあり、分譲して家を新築してもらえれば定住につながると思われ、定住希望のある若者に対し分譲を行うことで、町の方針として結論を出し、議会全員協議会でも説明をさせていただいております。

また、違約金及び家屋の解体費用についてのご質問でございますが、違約金は売買代金の20%に相当する253万2,295円でございます。解体費用につきましては、建設費、工事費合わせて4,540万3,200円でございます。

町税を使用して家屋の解体をしているため、町民に納得のいく説明が必要だと思いが、町民への説明はどのように行ったのかのご質問でございますが、町民の代表であります議員の皆様は議会で説明をし、承認されているものでございますので、特に説明会等は行っておりません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村君。

○2番（田村 勉君） 今の説明ですと、とにかく違約金を253万支払って、さらにその上に4,000万円以上ですか、解体費用をかけて、更地にして分譲するという決定をした経過なのですけれども、この1,500万ぐらいのお金で払い下げを受けて、これだけの金をかけて壊して分譲にすることについて、町民の皆さん、普通の人の皆さんから見て、納得いくと考えたのでしょうか。ちょっと、私はその町民の皆さんの目線で考えたら、1,500万円で払い下げを受けて、これでいくと4,300万ぐらいですか、なってしまうと。しかも耐震のこの工事がしてあって10年間使えると、こういうふうになっているところを、なぜそういうふうになってしまうのだろうか、ちょっとそここのところがよくわからないのですけれども、どういう議論になったのでしょうか。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

あの建物は50年経過をしておりますして、専門家に見ていただきましたところ、腐食が激しいということで、劣化しているという話で、とても10年はもちませんというお話をいただきました。

そういった中で、今後を考えた場合に、先ほども申し上げましたように更地にして分譲して、そこにお家を建てて定住していただいたほうが、将来を考えた場合に税金の収入にもなりますし、長いスパンで考えたときにそちらのほうがよいだろうという結果をいただいたわけでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） もう一回質問できるのか。

1つは、私が今聞いたのは、そういう町民の目線で見ると、ちょっと納得できないのではないかというふうに私言ったのですけれども、それに対してどんな議論をしたのかということの答えがなかったように思うのですけれども、これがもう一回お願いしたいのと、今後の問題として、聞くところによると10区画に分けて9区画分譲して1区画を公園にするとかということなのですから、今後町民の、あの辺の地域のことを、ほかの人も含めて、全体として公園つくってもらいたいという署名なんかも始まっていて、そういう住民の声が上がっているの、今後そういった問題も住民の声を反映して変更する可能性があるのかどうか。

それから、やっぱり最初の問題とも関係するのですけれども、もうちょっと地域住民によく説明をする。町長は、二元代表制でやっているからいいのだというふうにおっしゃっているのですけれども、やっぱり本来なら、直接住民からいろんな意見を聞くということが一番望ましいわけですよ。それがやっぱり必要だと思うのですけれども、重要なそういう課題については、そういう町民から、皆さんの関係する人ですよ、含めてそのところでもってよく聞いて、そして町政を動かしていくという姿勢が必要だと思うのですけれども、その辺についてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

旧雇用促進住宅跡地利用につきましては、3月議会の前日に田村議員と、あともう一人の方で町長室においでいただき、お話をいただきました。その中でも説明をさせていただいたと思いますが、皆さんが署名をなさっているという話を伺い、またその中に私が先ほど答弁させていただいたような細かなこともしっかりと書かれておりました。それを見させていただいたわけですが、その後、私もあの周辺の人たちのお話をお聞きいたしましたところ、ここは住宅地にしてもらうのが一番いいのだよというお話を、私がお聞きした方たちはそういうふうにお話をしておりました。

しかしながら、この署名活動においでいただいた方が、お知り合いの方であるということで、そういうことも言いながら、来たからしょうがない、名前は書くけれどもという、しょうがないからそういう話をしたということも伺っております。

結局長瀬町としては、人口もふやしたいという思いの中で、あそこは3月においでいただきましたときに私もお話をしましたが、駅にも近い、病院にも近い、お医者さん、医院にも近い、それから薬局にも近い、学校も近い、スーパーも近い、最高の土地でございます。そこに若者に入ってもらえるようなことができれば、私としては一番いいと思います。

それからまた、住民の意見をという、町民の意見ということですか、それにつきましては、やはり全員の皆さんのご意見をお聞きするというのはなかなか難しいことでございます。ですので、こういうような事業を進めるときには、やはり検討委員会というものをつくりまして、その中で代表者にいろいろなご意見をいただくわけですが、そのときの検討委員さんの声、いっぱいございますので、ちょっと抜粋でここでご報告させていただきますが、5つぐらいお話をしたのでよろしいでしょうか。建てかえの計画に賛成である、それから子育て支援に配慮したものを整備すべき、それから建物を解体し土地を売却した場合、建物を建てかえた場合、既存の建物を改修して利用した場合の試算を求めるというのもございました。これはしっかりと試算をさせていただき、分譲したほうが一番将来にとってよいだろうということに決定をしたわけでございます。

それと、また建物の耐用年数はどれだけあるのかを専門家に正確に分析していただく必要があるという方もいらっしゃいました。これにつきましても、それをその意を酌みまして、そういうことをさせていただいたわけでございます。

最後に、町営住宅を新築すれば、民間のアパートに入ったであろう人も定住促進のアパートに入ってしまう可能性があるという。そうしますと、なかなか民間のアパートが、今現在長瀬町もたくさんございますが、満室にならない状況の中で、そのアパートを経営する人たちにも補助金を出さないと大変なのではないかというお話もいただきました。

そういった皆さんのご意見をしっかりと私たちも受けとめ、一番よりよい方法としてこれが一番よいだろうという結果に至ったわけでございますが、これは粛々と進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

○8番（大島瑠美子君） それでは、質問します。

1、税収の確保について税務課長に質問します。町税の徴収については、税務課職員が一丸となって懸命に取り組んでいることは認めております。町税は、最も重要な町の自主財源であり、徴収は公平かつ公正に扱わなければなりません。例年、時効の成立により不納欠損処分となる前に、法に基づいた未納者への差し押さえを実施しておりますが、この件数と金額及び今度の徴収率アップのための対策について伺います。ここは長くなってもいいのですか。大丈夫。

○議長（新井利朗君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

平成26年度において不納欠損処分を行う前に実施した差し押さえの件数と金額についてのご質問及び今後の徴収率アップ対策についてのご質問でございますが、平成26年度に実施いたしました町税と国保税を合わせた差し押さえ件数は33件、差し押さえ税額は8,108万9,000円でございます。

内容につきましては、預貯金を13件、国保税2人を含む13人、差し押さえ税額は569万4,000円でございます。また、生命保険を1件1人、差し押さえ税額は41万7,000円、所得税の還付金を16件、国保税10人を含む16人、差し押さえ税額は7,332万8,000円でございます。さらに、不動産を3件、国保税2人を含む3人、差し押さえ税額は165万円でございます。また、交付要求を8件、国保税3人を含む7人で、要求税額は589万5,000円でございます。

次に、今後の徴収率アップ対策についてのご質問でございますが、納税コールセンターからの電話催告や口座振替の推進とともに、高額滞納者に対しまして県と町との共同による納税手段を実施し、共同徴収を行います。また、個人町民税の給与取得者につきましては、今年度より全県一斉に特別徴収に移行し、徴収率の向上を図ります。

昨年は、過去に滞納者宅を搜索し、差し押さえてありました物件をインターネット公売もいたしました。今後も滞納者個々の実情を把握し、法律に基づき公平公正な徴収に取り組み、徴収率アップを図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 差し押さえ件数、随分な金額になって、それを差し押さえをできて、判こを押したという町長には敬意を表したいと思います。なかなか昔は、差し押さえの件数的には、判こを押すのが嫌だという町長もいらしたと聞いておりましたので、そのところだけは町長に敬意を表します。

それで、この中で、いろいろここにも書いてありますように、生命保険料とか、それから不動産件数と言うのですけれども、ここに言いましたように、公正かつ公平に行わなければならないということで、真面目な方が損する行政だとか、徴税の仕方をされては困ることで、例年のごとく、いつでも聞くようなことになっておりますけれども、このことにつきまして、うちなんかさあ、おいしいもの食べなくても、税金だけは、税金だけはという方たちのために、本当にここに書いてある公正で、皆さんが納得いって、そして税金を納めてもらうというところをしてもらわなくては困ると思っています。

ですけれども、この中でよく見ますと、長瀬町の税収というと、自主財源、主ですよ、自主財源は税務課の徴収になっていきますので、いろいろ自主財源を盛り上げる、高くするにはどのようにしたらいいかといいますと、いろいろ観光行政、観光行政と言いますが、観光業者の、いつも聞くように、観光業者はどのくらいで税金を納めているのですかというときには、いつでも、言えません、これは秘密ですからということで、仕方がないといたしますが、税収がいろいろの、観光、観光と一生懸命お金をかける割には、自主財源が上がらないと、本当はもう少し、もう少し取って上がってくればいいのですけれども、相対的にということになってきますと、でもこれだけの力で40年間もずっと力入れて観光やっていますので、もうちょっと、もうちょっとというくらいは自主財源としての観光業者の方に頑張ってもらって、そしてやっていただくというのがいいかと思うのですよ。

ですから、つぎ込むだけの観光と、それから財源として上がってくる観光のことも考えながら、このところをやっていたきたいと思うのですけれども、税務課長が言うように、今の聞きましたところ、ありとあらゆる手を打っております、徴収率アップの。それからあと、これでよくなくて徴収員、今もいるわけだと思うのですけれども、徴収員をふやすなりなんなりという計画はあるのでしょうか、ないのでしょ

うか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問でございます。

観光に税金をかけ過ぎてというようなお話、観光業者がどのくらい税金を払っているかというようなお話は、毎回議会の中で皆さんにいただくわけでございます、これに関しましては、私も観光協会の皆様方にお会いしたときには、税金をたくさん払うことを考えてほしいという話を毎回させていただいております。その中で、町からの補助金も、そちらが努力をしないのであれば切るよという話もさせていただいております。

その中で、今回、たとえ100万でも切るからという話をいたしましたところ、私たちが努力をするからということで、年会費を倍に上げていただき、今年度から運営していただくということになりました。

それからまた、滞納処分でございますが、これにつきましては、私は議員申しましたとおり、公平公正にやりたいという思いがございまして、しっかりと判も押させていただいているところでございます。

その中で、徴収員というお話でございますが、今現在1名いるわけですが、ふやす計画はございません。今の職員にしっかりとやっていただきたいということで、お願いをしているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 町長が言ったので、観光協会費が上がったということですね。はい、わかりました。それは、何かもっと言いたいことはいっぱいあるのですけれども、観光協会費が上がったと、ここはちょっとごめんなさいね、観光協会費が1万2,000円から2万4,000円に上がりました。でも、目抜き通りのところだったら2万4,000円でいいのですけれども、こちら野上下郷、岩田、それから井戸なんていうところの観光協会費まで上げるのは、A会員とB会員があってもいいのではない、消防団員だって、消防も同じだからというようなことも話しましたけれども、でも町長がだめだからだめだよと言われたので、あとはお支払いしますということで払ったということ、肝に銘じておいてください。

2番に進みます。2、高齢者や障害者の支援について、健康福祉課長にお願いいたします。年々高齢化世帯が増加する傾向は、高齢化社会と言われる現代ではとめることはできない状況です。地域包括支援センターを初めとする団体、ボランティアのきめ細かい支援で高齢者や障害者はいろいろと助かっているということをお聞きしておりますが、高齢者の方々の話では、特に夏は自宅のごみを集積場へ運ぶのが容易でないと伺いました。町でできる対策があるか、伺います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 大島議員の質問にお答えをいたします。

急速に進みつつある高齢化社会の中では、高齢者や障害者等のいわゆる社会的弱者が日をもってふえ続けているところでございます。そういった方は、日常生活に不便を感じながら過ごしていると考えられますが、一時的な病気やけがで困っていたり、足腰が弱り、日常生活に必要な買い物に不自由し、庭の草むしりやごみ出しなどのちょっとした困り事があっても受けられる公的サービスはないのが現状でございます。このような困り事を抱えた方が地域の一員として安心して暮らしていくためには、制度の谷間にあるニーズに応えることが必要となります。

このような実情を背景に、町商工会、町健康福祉課、町社会福祉協議会、町シルバー人材センターの連携のもとに、手助けの必要な方の小さな困り事、ちょっとした頼み事などを協力会員がサポートし、その謝礼として渡される商品券を町内取扱店で利用できる仕組みの元気と安心お助け隊を平成23年度より開始しており、町も補助金を交付して支援しているところでございます。

また、町シルバー人材センターでは、福祉有償運送の事業を展開しており、事前に登録された身体障害者の方や介護認定を受けている方等の買い物や通院の足として利用されているところでございます。

議員ご質問の高齢者のごみ出しの件につきましては、一般的には地域のコミュニティ活動やボランティア活動等で行われることと考えられますが、今年度より介護保険制度の中の生活支援体制整備事業として、町が中心となって企画立案し、ボランティアの発掘、養成、組織化を図り、コーディネーターと連携しつつ生活支援サービスの充実、介護予防の推進等を図ることにより、高齢者が利用可能な多様なサービスが地域で提供されるよう、社会福祉協議会やボランティア等と連携を図り、生活支援体制の整備を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 再質問させていただきますね。

近くにこういう方がいるのですよ。夏になるとごみ出しなのですから、そのごみを持っていけない、足が弱くてということで。それで、よくごみのことになると、ごみの場所を皆さん、置くところへ上がるから、1つの行政区で2カ所ぐらいがいいと、そこまで持っていくのが大変なのですけれども、このくらいの1人、単身老人だから、このくらいのごみを頼むというのも、それでお助け隊とかなんとかとい

う、23年度はやっていますといっても、それを持っていってくださいという電話もかけたくもないし、それが幾らなり、500円なりなんなり幾らだか、そこのところという、そこも払いたくもないのだけれども、でもそういうのは困るのですよねと。要するに、本当だったら広域でもっと小まめに、桶川市みたいにお金があれば、どんどん、ばんばん、各3軒に1軒のところをどんどんやってくいただきますけれども、貧乏な町村というのはもう仕方ないですから、メリットもあるし、デメリットもあるけれども、デメリットのほうが多いような感じも生きている上には考えているわけですが、それをいかにしてみんなで仲よくして、そして声かけをして、それから世間話をして、そして仲よくやるかというのですけれども、1人、おじいさん、おばあさんというのは昔から、俺は一生懸命頑張っってやって、何しろ皆さんに甘えるということを知らない方がすごく多いのです。ですから、いいよ、いいよと言っても、それを持っていかなくて置いてあるということなので、これからはその、いろいろ会員さんになって、今言ってくださいましたね、いろんなボランティアさんとかなんとかの会員さん以外で、近所の方が声かけ運動というのではないのですけれども、世間話をできるようなコミュニケーションができたらということで、本当、いろいろ出てきてくださる方というのは、どこにもボランティアさん出てきてくれるのですよね。何の会合やってもボランティアさんが、ここのところは日赤奉仕団、こっちは支援センター、こっちはというのでいっぱい出て、この方だったらいいのだけれどもと言うと、その人はその人で、案外と地域を見ると、そんなにはいないというがあるので、そこのところどういうふうにしようかというのですけれども、でもほら、人間にはやっぱりいろいろ人間の気持ちもありますし、人間の尊厳というのものもあるし、まだまだ私はということもありますので、そのことをどうにかして、一番の、本来だったら広域が各世帯を回るのが一番理想かと思うのですけれども、それができない現状では、隣の人に頼むとかなんとかということもすごく必要かなとは思っているのですけれども、そこのところをどうにか町のほうで、それから保健師さんが行くときに、これ、おばあちゃん、何か隣の人に頼んで、1週間に1回ではなくてもいいではないですかと。小袋にちっちゃくして、ちっちゃくして、その袋に入れておけばと言うのですけれども、1週間に1回、できれば夏ですから1週間に1回ぐらいは持っていってもらって、一緒に行くのだから持っていってもらおうというふうなシステムができないかなということでお聞きしたのですけれども、答えはわかっていますけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

今叫ばれている高齢化、これから10年先を見据えて、厚労省のほうで地域包括ケアという事業を実施しなさいという法律の改正がありました。それに伴いまして、先ほど答弁でも申し上げましたように、地域のコミュニティだとか地域の各団体だとか、いろんなグループがありますね。そういうところの人が、いわゆるそういう困った人をお手伝いできるようなシステムをこれから構築をしていきなさいということで、この後、介護保険の予算だとか条例のほうをお願いいたしますが、その中にもそういう予算がつきましたので、これからそういった仕組みづくりを町のほうで声かけをしまして、みんなで助け合えるような仕組みができていければいいなと今は考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ぜひ頑張っってやってください。期待しています。私もできるだけお手伝いしたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

次に、3に進みます。3、郷土資料館及び旧新井家住宅の存続について教育長に伺います。郷土資料館及び旧新井家住宅は、観光客を初め見学者は、学術文化財、昔の生活等の展示物を見て、聞いてお帰りになります。郷土資料館及び町の重要な文化財である旧新井家住宅をどのように管理し、存続していくのか、今後の方針を伺います。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 大島瑠美子議員のご質問にお答えいたします。

郷土資料館は、昭和54年度に農村地域農業構造改善事業により、農具展示室と学習室を備えた郷土文化保存伝習施設として建設されました。以来、歴史資料の収集、保存を行い、あわせて展示、公開をすることで、地域の歴史学習や生涯学習の場として、さらには観光施設として活用してまいりました。

しかしながら、郷土資料館は建設後約35年が経過しておりまして、施設の老朽化や展示内容のマンネリ化などによる問題も抱えておりますので、施設や設備を改修しながら今までどおり使用していくことがよいのか、あるいは使用目的を根本から見直すことがよいかなど、多方面からの検討が必要な時期に来ていることは認識しておりますが、結論を出すには時間がかかりますし、補助金の縛りのある耐用年数は47年ありますので、当面は現状を維持しながら管理していきたいと考えております。

次に、旧新井家住宅でございますが、約270年前に建てられ、昭和46年6月22日に国の重要文化財に指定されました。昭和50年3月に現在の場所に移築され、町を代表する文化財として保存管理してまいりましたが、近年経年劣化や一般公開による人為的な損耗に加え、鳥獣の被害により修繕箇所が増加してきております。

また、麦わら屋根のふきかえに当たっては、これまで無償で確保できた麦わらの入手が困難になってきたことや、職人の高齢化により近隣では依頼できなくなったことなどから、修繕費用の増加も懸念されております。

今後は、施設内部の公開を一部制限するなどにより、貴重な歴史資産を良好な状態で後世に継承できるよう、引き続き適切な保存管理に努めたいと考えております。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今の答弁聞いて安心しました。存続かどうかということで、いろんな話を聞いて、ぶっ壊してしまってもやったほうがいいのか、それを片づけて何かを、商売でも始めたほうがいいのかというような話も飛び回っておりますので、どういうことなのかなということで懸念しておりましたけれども、存続という方向で今はやっていくということで、喜んでおります。

何しろ、国指定重要文化財というのは新井家住宅と、あと博物館の十鈴鏡が国指定ですので、それだけが国指定ということになってきますと、ここでもそういうジオパークを世界遺産に長瀬町を、長瀬の岩畳を世界遺産にというときに、新井家住宅もありますし、十鈴鏡もありますというのが付加価値がついて、すごくよろしいのかなとも思いますので、ぜひその方向で進めていきたいと思っております。

それから、話はそれるのですけれども、ごめんなさいね、あそこに配属されている受付係兼管理してくださる方の言動が接待に向いていないということがよく多々あるかと思っておりますので、そのところをお聞きしたいなと思っております。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の話のそれたところ、本来ですと、これに対する回答はしなくてもよろしいのではないかなと思っておりますが、あえて私のほうからさせていただきます。

教育委員会所轄でございますので、本来でしたらば教育委員会のほうでお願いするわけですが、任命をしたのは私でございますので。その中で、いろいろな話を多分皆さんもお耳にしていることと思います。私も1年ばかり様子を見ておりましたが、堪忍袋の緒が切れたと申しますか、先日実は本人を呼びまして嚴重注意をさせていただきました。ただ、議員もご承知のとおり、職員もそれぞれ能力の差があるという、これは否めない事実でございます、どう指導してもなかなかうまくいかないという現実がございます。その中で、私も遠慮なしにしっかりと指導するようにこれからは務めさせていただきたいと思っております。町長の命にも及ぶかもしれないよというぐらいのことも言われますが、私もこの任務を負っている以上はそのぐらいの覚悟はしておりますので、そのぐらいのつもりで私も務めさせていただいております。

それから、先ほどの観光協会の値上げの件ですが、これにつきましては、私は努力をなささいという話はいいたしました。そうしましたらば、値上げをしますと言うから、そうだねという話で、それをするにはやはりランクづけをしっかりとやるようにということはいました。しかし、最終的に観光協会の皆さんが決めた案は、そのまま倍にということだったようで、最後に私のところに報告に来たときには、私もびっくりいたしました。それなりに、やはり恩恵をこうむっているところと、おつき合いで入っている方といろいろあるわけですから、これは私としては当然ランクづけをすべきだとそのときに思いましたけれども、観光協会のほうで決定されたということでございますので、そのような事実がございますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 何しろ長瀬町の品を下げないように、それから職員の質を下げないようにということを観光客や町民の方も、えっと言われぬような人事異動、ぜひここではあれですけれども、お願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（新井利朗君） 次に、10番、染野光谷君の質問を許します。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） せっかく大事な席をいただいて質問をさせていただきます。

一度この問題は、役場職員の定数についてということで、当町の人口は年々減り続けておりますが、職員の定数については以前と変更がないように思われます。どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 染野議員の職員の定数についてのご質問にお答えをさせていただきます。

町では、定員適正化計画を策定し、計画的に職員定数を削減してまいりました。現在条例定数は90人となっておりますが、平成27年4月1日現在の職員数は83名でございます。職員数は平成14年の96人をピークに減少しております。町の人口が減少する一方で、地方分権に伴い、今後さらに福祉や保険、医療への対応などの比重がますます大きくなっていくことが予想されております。業務が増大していく中で、行政改革に伴う職員数の削減により、住民サービスの提供の質の低下が懸念される一面もございます。こうしたことを勘案しながら、行政組織や事務事業の見直しなどにより、職員定数の適正化を図ってまいりたい

と考えております。

ただいま83名と申し上げましたが、この83名の中からおもてなし観光公社に1名、それから水道の事務事業のほうに1名行っておりますので、町の中にいる職員は81名でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 私が議員になったころはよく、町長というのは、あれがこれだ、何で入れた、入れないとか言って、大体そのころの人間はもう定年退職されましたね。それで、いろいろ伺いますというと、いろいろの形で職員さんも入って一生懸命やっている、そういう姿は見受けられます。しかし、なかなか大変だなというのはわかります。ちょうど約2,000人減ったですよ、私が議員になったころから。それで、現在、5月の1日の埼玉新聞が、7,418名と、今現在の長瀨の人口が。そんなようなので、この職員の、今先ほども申されましたが、いろいろ福祉、いろいろのかかるというので、人数がこういうふうになっている。また、いろいろ調べてみると、ふえたときもある、減ったときもあるというような感じが見受けられます。

私は、よく、この場をかりてで言うては申しわけございませんが、よく夫婦で入っているというのですね。そういうことを言うてはいいか悪いかわかりません。一度はこういう機会があったので、聞いてみようかななんて思ったのですよ。

それで、私が議員になっているころは、7組か8組いるなんていって、今大変そういう職員のあれは見受けられないような気がいたしますが、ぜひとも職員になって、先ほども申されました、難しい人間もいる、いろいろな形の人間もいますが、しかし、みんな入ってくるのだから、みんな本気でやるわけだよ。それを、やはり人口、大変わかります。減って職員も、私、いろいろな意見を聞きますと、やっぱりそれに、同じように職員の定数が90名となって、条例ではそうに書かれておりますが、しかし人口のこの比率ですか、それから職員も思い切って定数を、例えば90人なら70人にする、それからやっていく。それで、今までは職員が定年、何々派、何々派というような形で言っていた方が、私も大体覚えています。それで、いなくなった。そうしたら、すぐ補給した。それは結構です。結構ですけども、一応は人口が当時より減っているのだから、減少しているのだから、そこをやはり定数を70名にすると、思い切って。みんないいこと言うのだよ。そんなこと言うてはなんだけれども、大澤町長と、前の町長だ。その人は、こういうことを言っていた。私が、それは松本町長のときだった。私が町長になれば、職員なんか半分にしてしまう。そうなのです。一応は、はたで見たときはそう思う。議員でいるときは、町長になると大変だなというのが、よくわかります、今の町長も。それを思い切って改革。ああ、今度の町長は違うのだなと。そういうところを見せればまた、今の町長の魅力がまた出てくる。私はそう思いました。

それで、みんな一生懸命やっているのだ。やっているのだけれども、よその町でこういうことを言った人がいる、役場の職員さんのことを。なかなか大変だな、長瀨町もと。長瀨町も大変だなというのは、余りそれほど細かいことは言えませんが、見て、幾らかこういうのかなと。ある町で、町の人が言っていたという。それだから、皆さんも定数をこうだよと。私はどっちにしても、今の現在の人口に対しての職員を定数条例で決めて、ひとつ頑張ってもらいたいということを質問するわけです。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 染野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

染野議員のおっしゃることは私もよくわかります。議員でいたときには、そのような私も思いをいたし

ておりましたが、やはり中に入ってみますと、大きな市も小さな町村も、行政というのは同じことをやっているのですね。ですので、仕事の量は同じなのです。それは人口は少ないかもしれないけれども、やることは同じなのですね。そういう中で、地方創生の戦略、これから練らなければならないという状況の中で、これにしっかりとかがわって専属でやっていただく職員ですとか、またお年寄りのほうの高齢者計画ですとか、そういうものに対して、介護保険をどうしようとか、介護認定をどうしようとか、それに本当にかかわっていかなければ、専属でかかわっていかなければならないという、そういう人たちも必要になってくるのですよ。

そうしますと、非常に、今長瀬町の職員は、私はよくやっているなと思っています。ただ、その中で能力の差もありますから、先ほど大島議員が申されましたようなことも起きてきているわけでございまして、皆さんが皆さん全員が、職員が100%の能力を120%出していただければ、70人でも何とかなるかなと思いますけれども、なかなか現実はそのわけにはいかない。能力の差というのがありますので。そういった中で、一生懸命皆さんやっていただいております。そこで、最少の職員数で最大の効果を上げることを念頭に、職員の適正配置等により貴重な人材を生かし、少数精鋭による行政運営を何とか行っていければなと思っていますところでございます。

私の一番の大事なことは、個々の職員の能力を高めていくということが、これは一番大事なのではないかなと思っています。どこまでできるかわかりませんが、私も職員と一緒に、しっかりと勉強させていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） それでは、最後。確かに中へ入ってみれば大変だなというのが、よくわかります。

それで、私も何期前だったかな、矢祭町というところへ、それは財源、財政が厳しいなんていって。そのころはいい仲間もいた、議員も。今は。そんなことはないけれども、確かにそこへ行ったら、それは厳しい、厳しかった。そのころは渡辺さんもいた。何たって、渡辺さんは福島のあっちのほうのことは好きだったから、生まれ故郷だから。

それで、やはり財源厳しい、財政厳しいよと。それで、食堂へも寄りました。それで、いろいろ食べてみた。すごいや、本当に。一回長瀬の余分なことを言っでは申しわけございませんが、長瀬観光で結構だけれども、一回そういうところの食堂へ寄り込んでみて、研究をしてみたり、また職員でもそう。それで、向こうはやはり達者な町長だったよ、名前忘れてしまったけれども。それで、大変だなといえば、お互いに役を持っている方でも努力をして、お互いに力を合わせて、なるだけ負担がかからないように頑張ってもらいたいと。それで、この質問は終わります。

○議長（新井利朗君） 続いて、町長。

○町長（大澤タキ江君） 染野議員の温かいご激励、ありがとうございます。

私も矢祭町にはご一緒させていただきました。あのときの町長は根本さんという方でしたけれども、今はなかなか矢祭町も大変なようでございます。1つの町だけ特別なことをやっていたわけですから、なかなか大変というようなお話も伺っております。

私は、今、職員、課長たちにいつもお話をしているのは、縦割り行政ではなくて横の連携を密にして、皆さんと一緒にやっていこうということをお話をさせていただいておりますので、これからもご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 2番に行きます。

岩田区中郷地区の道路の改良についてというのは、道路ですから、先ほど5番議員も道路のことで質問しておりますが、特に気がついたのでこの質問をさせていただきます。

私も選挙で回りました、その道も。前々から思っていたのですよ、この道路はすごいなど。それで、こんなところが埼玉県にもあるのか。

○議長（新井利朗君） これ、読んでください。

○10番（染野光谷君） 読んでね。

岩田区中郷地区の道路について。よろしいですね。いいですか。

それで、どっちかという、いいですか。

○議長（新井利朗君） この通告文を全部読み上げてください。

○10番（染野光谷君） これ読み上げてね。

岩田区中郷地区の町道9号線及び町道14号線については、道幅も狭く、車の通行に支障を来しており、住民の生活にも影響が出ております。以前道路改良の予定があったそうですが、その後の状況についてお伺いします。また、現在操業していない工場周辺の道路の整備についてお伺いします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、染野議員のご質問にお答えいたします。

町道岩田9号線、14号線の道路改良についてですが、この道は平成11年度に農道整備事業として岩田6号、14号線の計画を行い、路線測量、道路設計を実施し、地元説明会を開催いたしました。道路幅員等で地権者の協力は得られなかったため、事業を中止した経緯がございます。

その後、側溝整備、道路改良の要望書が出されております。その後、町職員による現地調査を行い、新規事業箇所として予算要求をしておりますが、町の財政状況も厳しく、限られた予算の中で事業を実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、工場跡地周辺の道路整備についてですが、地権者等の方の同意が得られるようでしたら、この道路改良とあわせて道路整備を行うことは可能と考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 私も、あの道路は何回も通っていたわけですよ。それで、今回も通らせてもらいました。いろいろな話が進んでいた、ぶっ壊れたなんていう話も聞きました。しかし、あの道路は、埼玉県でもこんな道路があるのかさというような驚いた道路。入り口は入れない、もし救急、例えば消防自動車、とてもではないけれども、本当にこれは、予算がある、ないではなく、ともかく、ましてあそこは岩田というところですよ。前町長が出たところですよ。俺は、私は、あそこの道路だけは解決してくれると思ったのですよ。それで、議員を2期かちょっとやって、町長を3期、卒業はしましたよ。しましたけれども、あの道路だけは解決していないので、非常に周りの人も困ってました。

それで、道路もはっきり言っていいけれども、その道路、入り口の方なんかはぜひともやってもらいたい。入り口でも右と左があるわけ、あそこは。右のほうの方は本当にいい人、隣の人もいい人かもしれないけれども。しかし、そのわがままか何かちょっと行き過ぎたのかもしれないのかなんて俺は思うのですよ。それで、あそこの道路、側溝もないから山から出る水があふれ出て、それで気がついて、入り口のところへ土手みたいなのをつくって、そんなことをして、それで副区長か何かをやりました。やっ

たらしい。やったそうだね。それで、くいは打たせました、抜きましたなんて、そんなことよりも、あの近所、年寄りもいる、それで、その住民、いろいろの救急、そういう方のことを思い、本当に仲よくしてもらい、何とかあの道路だけは、本当ですよ。俺は待っていた、あの道路だけはよくなるかなと。そうしたら、どっちにしてもだめなのだ。そこを何か、やはり岩田区という区、大事な問題です、岩田区も。議員がいないのだから。いないのだから一生懸命やりますと出たのだ、俺も。骨折りますよ。井上さんもそうだと思うけれども。

そんなことで、どっちにしてもあの道路だけは何とか考えてもらいたい。救急の場合に困る。さっきも言いましたけれども、あれだけの道路ないですよ。入り口も上手に話して、ぜひとも執行部で骨折ってもらい、お願いいたします。

町長にちょっと聞きましょう。せつかく町長になったのだから。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 染野議員の切なる願いはよくわかります。

しかしながら、一度あの道は改良するというので、町のほうが計画を立てたという経緯がございまして、それが頓挫してしまったというのですか、そのときに地権者が反対されたということで、それでだめになってしまっていたわけですね。それで、ここに来て染野議員さんのほうにそういうお話があったということですが、確かに私も何回か選挙やっておりますので、あの道のことはわかっておりますので、これからまた検討させていただいて、なかなか一度計画を立てたものが頓挫してしまうのを、これを復活させるというのは非常に難しいのですよね。次から次へと新しいところをやってほしいという要望が出ますので、そういった中ですが、染野議員のたつての願いでございまして、これから検討させていただき、今年度はちょっと無理だと思えますけれども、なるだけ早い機会に改良はさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） ありがとうございます。

それで、工場のあるところも非常に町から働きかけて、あそここのことも考えてもらいたいな。

それで、こういう、確かにそういういろいろ直す、つくるといときは、県でもそうだと思います、一回餅をついたら、ごねると。あとはもうやらないよとかというようなところがあるという話は聞いています。それを何とかひとつ、本当ですよ。それで、まして入り口が両方仲よくなって、こっちはいい人なのだから。左の人もいい人ですよ、多分。どっちもいい人なのだから、お互いに譲り合って、それで、あのうるさいところのお婆さん亡くなってしまったから。それで、ひとつ本当、こういう餅をついたところも大変でしょうが、ひとつ執行部で、また工場の跡地も、すごく危険だ。だから、ひとつ考えてもらい、もう一度町でも考えてください。お願いします。

終わります。

○議長（新井利朗君） 回答はいいですか。回答はよろしいですか。

以上で、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時45分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（新井利朗君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第25号から議案第30号までの6件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第5、議案第25号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第25号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

低所得者の介護保険料を軽減するため、関係規定を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） それでは、議案第25号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の条例改正の内容は、介護保険法の改正により、平成27年4月から消費税による公費を投入して低所得者（所得第1段階）の介護保険料を引き下げることが可能となったために、介護保険料3万600円を2万7,540円に軽減するため改正させていただくものでございます。

まず、第2条の改正でございますが、お手元に配付してあります参考資料の新旧対照表の改正案をごらんください。

第2条に新たに第2項を加え、第1号被保険者の保険料についての減額賦課に係る平成27年度から29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万7,540円とするものでございます。

議案に戻っていただきたいと思えます。

附則でございますが、この条例の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

また、附則の第2条でございますが、改正後の長瀬町介護保険条例第2条第2項の規定の経過措置として、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で、議案第25号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第25号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第6、議案第26号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第26号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,742万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億1,288万7,000円にしようとするものでございます。補正内容は、歳入では国庫支出金、県支出金及び財政調整基金繰入金が増額、歳出は企画費、社会福祉費、保健衛生費、清掃費、公衆衛生費、林業費及び第一小学校費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 議案第26号 長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,742万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を33億1,288万7,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8、9ページをごらんください。まず、歳入の補正内容でございますが、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額58万9,000円でございますが、低所得者介護保険料軽減に伴います国からの負担金でございます。

第2項国庫補助金、第5目総務費国庫補助金、補正額906万2,000円は、社会保障・税番号制度システム整備に伴います国の補助金で、それぞれ交付決定によるものでございます。

続きまして、第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額29万4,000円は、低所得者介護保険料軽減に伴います県からの負担金でございます。

第2項県補助金、第4目農林水産業費県補助金、補正額2,424万円は、里山・平地林再生事業県補助金で、内示によるものでございます。

第3項県委託金、第3目衛生費県委託金、補正額1万4,000円でございますが、自然公園特別地域保護管理事務県委託金で、交付決定による増額でございます。

第6款教育費県委託金、補正額20万円は、人権教育研究指定校事業県委託金で、交付決定によるものでございます。

続きまして、第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額303万円でございますが、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

次に、歳出、補正内容につきましてご説明いたします。10、11ページをごらんください。第2款総務費、第2項企画費、第1目企画総務費、右のページになりますが、第13節委託料1,066万円につきましては、平成28年1月から開始されます社会保障と税番号制度に対応するシステム改修のための委託料で、国の補助金906万2,000円を充当し、実施するものでございます。事業内容が確定したため、今回補正させていただくものでございます。

続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目介護保険費、第28節繰出金140万7,000円は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費、第11節需用費1万4,000円は、県立自然公園特別地域保護管理事務委託業務を行うもので、県の委託金が増額となったため、事業費を増額するものでございます。100%県委託金でございます。

第2項清掃費、第2目し尿処理費、第19節負担金、補助及び交付金66万4,000円は、合併浄化槽の普及と適正な維持管理を推進するため、合併浄化槽の設置者に対し補助を行うものでございます。

第4項公衆衛生費、第1目予防費、第13節委託料24万3,000円は、がん検診で使用する健康管理システムプログラムの変更に伴い、システムの更新が必要となったため、その更新業務の委託料でございます。

続きまして、第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業総務費、第13節委託料2,424万円は、山林の景観を整え、生物多様性の保全など、森林の持つ機能を回復するための委託事業で、全額県補助金により実施するものでございます。

続きまして、第10款教育費、第2項第一小学校費、第1目学校管理費、補正額20万1,000円は、次のページにかけてでございますが、埼玉県より長瀬第一小学校が人権教育研究推進事業の委託を受けたため、必要な経費を計上するものでございます。事業費のうち20万円は、県補助金が交付されます。

以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 補正予算書8、9ページのところで、国の補助金というのがありますよね。これ、マイナンバー制のことかなと思いますけれども、まず、ちょっと今回年金の件もあって非常に心配されるところもあるわけですが、マイナンバー制の導入については、国のほうではもうこのままやっていくというふうな通達か何か来ているのかどうか。

それから、この金額を、補助金というふうなことなのですが、906万2,000円ですよね。歳出のほうを見るとやや多くて、1,066万円の支出に、委託料というところですか、なっているわけですが、多少差額が出ています。ちょっと計算機持ってこなかったの、暗算ではできないのですが、この補助金は100%ではないのかどうかを、パーセンテージがこれ全部、先ほどの国の補助金だと賄い切れていないわけですよね。これは、町の予算のほうの持ち出しになっているのか。

その2点についてお伺いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバー制度についてですが、国から情報問題の流出等の関係でこのまま行くのかというような文書が来ているのかということでございますが、国のほうも今回の流出問題を受けて、できるところについては改正をして進めたいというようなお達しは来ております。

ただ、今回の年金機構の流出につきましては、また町とシステムが違うために、町の場合は外部とのやりとりができる情報系のパソコンと、また個人情報が入っている基幹系のパソコン、これは1つのネットワークでつながっておりませんので、もし外部からそういうウイルスが入ったとしても、個人情報までは行き着かないということがありますので、今回のような全部漏れてしまうということはないシステムになっております。

あと、補助金が906万2,000円で、執行が1,066万円で、100%補助ではないかということでございますが、国からの案分がありまして、総務省分につきましては約92%、それと厚生労働省分につきましては約3分の2、66%が補助をされております。残りの分につきましては、一般財源からの持ち出しということになっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ちょっと私も勉強不足なのですが、マイナンバー制について、これも何かテレビニュース等ではウイルスで流出が心配であるとか、そんなふうな学識者の話も出ているわけなのです。今初めて、町の基幹系のと分かれているから大丈夫なのだというお話を聞いて、これは確かなところですか。再確認なのですが、申しわけない。それだったら、そんなテレビニュース等でそういう専門性を持った人が、この年金機構と同じようにマイナンバー制は非常に心配であるとか、そういうニュースというか、発言をされているので、ちょっとそこの食い違いというのですか、私には理解できないので、確かにそう

ということなのであればそれで結構なのですけれども。

以上です。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、年金機構の情報流出ということと、長瀬町のシステムの違いということですが、先ほど申しましたように、長瀬町の場合は、税とか住民情報とかを扱っている、そういう個人情報がたまっているものと我々一般の職員が使っているパソコンは一切つながっていません。ですので、職員がインターネット等を見たとしても、それが個人情報のサーバーの中に入っていくとはございません。

ただし、何といても扱う人が人間でございますので、そういう人間的なミスということも考えられます。これからマイナンバー制度も始まりますので、個人情報の取り扱いにつきましては、今以上に注意する必要がありますので、これから、今後セキュリティーポリシー等の研修を実施し、今回もその流出があったときに、職員のほうに注意喚起をしまして、私的な理由でウェブサイトのをのぞかないとか、あと不審なメールがあった場合は開かないというような、そういう注意喚起もしております。今後もいろいろなこういう注意喚起をしながら、個人情報が流出しないような対策をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田君。

○5番（村田徹也君） 済みません。済みませんというか、マイナンバー制については、例えば遠隔地に行くと、そのナンバーを示して何かできるというようなことも聞いているわけなのですけれども、この町に限っては大丈夫という答弁ということでよろしいわけですよね。ほかの町村まではわからないわけですからね。ということですか。

だから、場合によってはそういうこともあり得るけれども、当町においては大丈夫だという答弁と考えないと、ちょっと今世論で騒いでいることが結びつかないので、一応それでよろしいということでもいいですね。それが確認できればなのですが。多分ほかに行っても使えるというようなマイナンバー制の制度だと思しますので、そこがわかればで結構なのです。お願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） マイナンバー制の仕組みでございますが、日本を2つに分けましたところに中間機構がありまして、そこに一度情報が全部集まります、個人情報全て。その中でも、長瀬町の情報と違う隣の情報はリンクはしていません。それですので、例えば、1つの町の住民基本台帳のところウイルスがもし例えば入ったとしても、長瀬町のところに入ってくることもございません。

今村田議員が言ったように、1枚のカードでいろいろな情報がとれるということなのですけれども、例えば町に申請する場合に、今までは紙ベースで申請をしたのが、今回はマイナンバー制の番号を使えば、町が確認できるのです。町がシステムに入って確認できるのですが、それはあくまでもその中の情報だけであって、全ての情報が見られるということではなくて、住民票なら住民票のところだけがのぞける、ほかのところはのぞけないというシステムになっていますので、例えば1つのところでウイルスにかかったとしても、それが芋づる式に全て出るということはないというふうに国のほうからは来ております。私も、まだ稼働していないので、実際どんなセキュリティー体制とか、ウイルスが入ってくるかというのも、まだ詳しくはわからないのですけれども、国のほうですとそういうふうな、1つがもし侵されたとしても、ほかのところに影響があることはありませんということで来ておりますので、大丈夫だと確信はしております。

ます、今のところ。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

7番、関口雅敬議員。

○7番（関口雅敬君） 前回5番だったので。

〔「入れかわっただけです」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） 済みません。

それでは、委託料の里山・平地林再生事業の件、2,400万についてお聞きをいたします。私は、この里山・平地林の予算は、県からの全額税金ということでも、県の税金も結局は私たちの税金を使うということにつながっていきますので、期間が決めてあると思ったのですけれども、この期限をちょっと確認をしたいと思います。

それから、この委託料というのはどこに委託をするのか、お聞きをします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

8ページの県支出金、第15款、第2項県補助金、第4目の農林水産業費県補助金、第3節林業振興費県補助金2,424万円、里山・平地林再生事業県補助金2,424万円、これの何年間行うかということですが、平成25年からこの事業が、里山・平地林、長瀬町が実施しております。25年度が、長瀬宝登山地区、昨年度が本野上地区、今年度の予定は樋口地区を予定しております。

県のほうの関係では、今年度でこの里山・平地林の補助事業は一応終了と。当初の期間では終了ということの予定でございます。

ただ、この事業は、彩の国みどりの基金ということで、基金事業でございますので、今後、来年度以降の実施については、また里山・平地林をやるのか、みどりの基金を使って違う事業をやるのか、その辺はまだ県のほうとしても流動的な面があるということでございます。

それと、委託先なのですけれども、まだ決定しているわけではありませんが、例えば秩父広域の森林組合に委託するとか、シルバー人材センターのほうに委託するとかということで、これから検討していくということになると思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 私も、以前、3年間という話を聞いて、これで3年目ということで質問をさせてもらうのだけれども、観光協会もそうだったのですけれども、この3年間という数字が、3年間期限でしっかりやっていくのと、今の答弁だと、また来年はわからない、まだという話なのだけれども、2,400万も補助金がついて、今回岩田地区をやるということでありますので、しっかりと事業を進めていくように。3年間と一応私も説明もらっていたので、きょうこの場でこの質問をしたのはそういうことなのです。3年間でやり遂げるのであれば、3年間でやり遂げられるように、しっかりと計画を持って実行していてもらいたい。そういうことで、もう一度、観光課長でいいわけですね。お聞きをします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

3年間というのは、県のほうの事業として言っている事業でございます、町のほうとしてもそれに対応して3年間事業を実施してまいりました。県が続けるか否かという問題になってくるのではないかと思

います。

ただ、今回、今ここで申し上げていいのかあれですけれども、県のほうで実際行うかどうかという問題は、今回県知事選がありまして、この彩の国みどりの基金、これ自体が現知事の肝いりでつくられた基金だと。自動車税の約1.5%、1台当たり500円という計算になるわけですけれども、その形で行っております。ですから、選挙によっていろいろ考え方が変わるということも、県のほうの振興センターのほうからありますので、その事業が実施されるか否かというのは、県の方針で左右されるというか、実施されるということになるかと思えます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） それでは、県知事選は9月だと思いますので、その成り行きを見ながらということになりますので、予算、補助金をいただいたその中でしっかり事業をやっていくように。来年の話は、また県知事選が、選挙ですから終わって見ないとわからないので何とも言いようがないでしょうけれども、我々の税金も使うということですので、しっかりと対処してもらいたいと思えます。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 質問したいのですが、村田議員も質問したのですけれども、このマイナンバー制でしょうか。これは、町民にとってみたらどういうメリットがあるのかなというのが一つ、それをどう考えているのか。

それから、プライバシーを守るという点で見て、情報が全部一元化されてしまって、そして今、国会の中でも年金の問題で大問題になっているわけですね。そういう点について、今性急にこれを先取りの地方自治体が予算を組んだりすることが果たして適当なのかどうなのか。この辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバー制度のメリットということでございますが、先ほどこっと村田議員のときにもお話ししましたように、今までいろんな申請する場合に、住民票が必要だ、あと税金の証明が必要だ。それは、今長瀬町に住んでいる方は大丈夫なのですけれども、それがよそから越してきたときに、またその前の役場に行って証明をとってくるというような形になるのが、今ここに越してきました、そのカードを持ってくれば、税の情報とか住民の情報が全て町で見られますので、添付書類が不要になると。これはまだ、すぐすぐではないのですが、そういうふうなことでメリットがございます。ですから、時間と労力が省けるといことがメリットだと思います。

それと、あと、マイナンバーカードにつきましては、写真入りのカードになりますので、公的な身分証明書として扱うことができますので、例えば車の免許を持っていない方とかも、そういうもので公的な身分証明になるということですので、それもメリットではないかと思っております。

また、全国に先駆けて長瀬町がやっているということですが、そうでなくて、これは全国一斉でございます。長瀬町が先にやるとかそういうのではなくて、全国一斉にマイナンバー制度始まりますので、28年の1月に始まりますので、それに向けた準備を現在しているところでございます。

また、先ほどの情報の漏えい等が心配だということでございますが、先ほども申しましたように、今の段階では、長瀬町のシステムであれば情報の漏えいはないと確信をしております。また、国のほうにつきましても、いろいろな今後想定されるであろうことを国のほうでも考えていると思いますので、その都度国からも情報が入ってきますので、それによってまたシステム等の改修をしていくという計画で進んでおります。

ですから、長瀬町が進んでマイナンバー制度を導入しているのではなく、全国一斉に始まる制度でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） この制度が実施されるというのは、まだ決まっていないわけ、国会でも。全国で一斉にやるといって、まだ決まっていないわけですね。

〔「スケジュールは決まっています。28年1月からもう」「交付決定したのだから。決まったのだから交付決定というのは」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君） それで、全国で一斉にやるというわけですか。

とにかくこの制度は、個人の情報が全部1つになってしまうということもあって、やっぱり住民の立場から見ると、なかなかプライバシーが侵害される可能性が非常に高いと。例の年金機構のほうですか、これのほうも漏れて、それでもう二次被害も広がっているということで考えると、やっぱり慎重に考える必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、この辺について、町のほうとしてはどんなふうにその問題について考えているか。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、マイナンバー制度でございますが、先ほどから申しましたとおり、これは28年1月から全国で始まります。もうそれは決定になっております。

28年の1月に実施するために、ことし10月に、皆さんのところに個人の12桁の番号の通知が届きます。10月に発送いたします。それが皆さんの個人の番号になります。その後、28年の1月から実施するために今度はカードをつくるのですが、そのカードに写真が入ってきます。それに番号も入っておりますので。その中には、情報は余り入っておりません。そんなに個人情報的なものは余り入っておりません。その番号と顔写真で本人確認をして、申請のときに出していただくと、そういうシステムでございます。

また、先ほどから年金機構の関係がありますが、ここのシステムが、先ほど言いましたように、外部に接続できるパソコンと内部の個人情報が扱えるネットワークがつながっていたということで個人情報が流出したということで聞いております。町の場合は、外部のアクセスのパソコンと税、住民等の個人情報が入っているサーバーはつながっておりませんので、情報が漏れるということは今のところございません。

先ほど申しましたように、ただ扱うのが人間でございますので、操作ミスというようなこともあるかと思いますが、それがないように、今後一層個人情報の取り扱いについて注意をしていきますので、セキュリティポリシー等の研修会を開き、その情報が漏れないような指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「最後に簡単に1つ」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 2番、田村君。

○2番（田村 勉君） ちょっとさっきのお話のあれですけれども、カードに入る情報、限られていると思

うのですけれども、大体何が入るのでしょうか。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 今の制度の情報を見ますと、氏名、住所、生年月日、性別、それに本人の写真ということになっております。あとは特段入っていないと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第26号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〔「手を挙げて異議がある」「異議があります」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 聞こえませんでした。

〔「どうも済みませんでした」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） それでは、ちょっと戻ります。異議があるということですので。

〔「マイナンバー制度そのもの自身がですね」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） どうもふなれで済みません。

マイナンバー制度そのもの自身が、やっぱり個人の情報が一元化されて、そしてそれがコンピューターで管理されると。先ほど企画財政課長も言っていましたけれども、人間がやる仕事だからとにかくそういうことが生じるわけなので、マイナンバー制度そのもの自身、私は賛成できない。こういうことです。

○議長（新井利朗君） ただいま田村議員から異議があったのですけれども、これは今回の議案は補正予算の議案でございますので、マイナンバー制度のよしあしを問うている議案ではありませんので、却下いたします。失礼いたしました。

よって、戻りまして、ご異議なしと認めますというところから始めます。

〔「それでいいよ」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） よって、討論を省略し、これより議案第26号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第7、議案第27号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第27号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億4,958万1,000円にしようとするものでございます。

補正内容は、歳入では国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金の増額及び保険料の減額、歳出では趣旨普及費、包括的支援事業・任意事業費の増額及び基金積立金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） それでは、議案第27号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,958万1,000円とするものでございます。

内容については、補正予算説明書の6ページ、7ページをごらんください。歳入ですが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料は、計の欄になります。補正後の額が1億6,519万5,000円となり、理由といたしましては、介護保険法の改正により、平成27年4月から、公費の投入により低所得者の保険料軽減強化のため1号保険料を引き下げることが可能となったために、117万8,000円の減額を行うものでございます。

次に、第3款国庫支出金、第3目地域支援事業交付金は、計の欄になります。補正後の額が495万5,000円となり、理由としましては、新たに地域支援事業国庫交付金として39万6,000円の増額を行うものでございます。

次に、第5款県支出金、第2目地域支援事業交付金は、計の欄になります。補正後の額が247万7,000円となり、理由としましては、新たに地域支援事業県交付金19万8,000円の増額を行うものでございます。

次に、第7款繰入金、第3目地域支援事業繰入金は、計の欄になります。補正後の額が247万7,000円となり、理由としましては、一般会計繰入金として19万8,000円の増額を行うものでございます。

次に、第4目低所得者保険料軽減繰入金は、計の欄になります。補正後の額が117万8,000円となり、理由としましては、新しく一般会計繰入金として増額を行うものでございます。

次に、第5目その他一般会計繰入金は、計の欄になります。補正後の額が1,480万2,000円となり、理由としましては、一般会計事務費等繰入金として3万1,000円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出について説明をいたします。ページをめくっていただき、8ページ、9ページをごらんください。第1款総務費、第1目趣旨普及費は、計の欄になります。補正後の額は20万円で、増額理由は、介護保険負担割合証送付用パンフレットを作成する費用3万1,000円でございます。

次の第4款の地域支援事業費、第2項の包括的支援事業・任意事業費の第1目から第5目までの事業費につきましては、介護保険制度改正により、消費税財源も活用しながら地域支援事業を充実し、新たに包括的支援事業が平成27年4月より位置づけられたために実施する事業でございます。

第4款地域支援事業費、第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、計の欄になります。補正後の額は862万5,000円で、増額理由は、現在行っている地域包括支援センター事業の運営費のほかに、新しく地域ケア会議推進事業を行う費用7万5,000円でございます。

次に、第3目在宅医療・介護連携推進事業費は、計の欄になります。補正後の額は37万円で、増額理由は、新しく在宅医療・介護連携推進事業を実施する費用でございます。

次に、第4目認知症総合支援事業費は、計の欄になります。補正後の額は27万2,000円で、増額理由は、新しく認知症総合支援事業を実施する費用でございます。

ページをめくっていただき、10ページ、11ページをごらんください。次に、第5目生活支援体制整備事業費は、計の欄になります。補正後の額は30万円で、増額理由は、新しく生活支援体制整備事業を実施するための費用でございます。

次に、第5款基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金、計の欄になります。補正後の額は498万9,000円で、減額理由は、当初予算において保険料余剰分として基金に積み立てることとしていた一部を地域支援事業費に充てるために、積立額22万5,000円を減額したものでございます。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田君。

○5番（村田徹也君） それでは、こここのところの2点ばかり。

7ページのところで、低所得者保険料軽減繰入金というのがあるのは、これ今年度新たに出てきたことでよろしいわけですね。はい。だと、ちょっと確認ができなかったの。

あと、歳出の方で、4番目になりますか、4款ですか。地域支援事業費というのがあります。この地域支援事業費の内訳なのですけれども、出入りの額はわかったのですが、報償費というのが何カ所もありまして、全部で34万円ぐらいか、この報償費があるのですが、この報償費というのは、実際にはケアマネジャーさんに支払いをしたり、在宅医療の介護にかかわる人に対して、例えば2万円報償金として、認知症総合支援事業費として6万円あるわけなのですけれども、これは認知症の総合支援事業の何か実際に現場で行う人に対しての報償金をこれだけ予定しているという額でいいのかどうか。さもなければ、会議費みたいなので、そこに会議費に行ってしまうのかわからないので、そここのところの説明をお願いします。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えします。

最初の質問ですが、117万8,000円の減額ですが、先ほど条例をお願いいたしました第1号被保険者の減額に伴うものでございます。

続きまして、地域支援事業費の報償費の内容ですが、5つありまして、地域ケア会議推進事業、この報償費につきましても、講師の謝金になります。地域ケア会議というのが新しくできまして、そこに講師に来ていただきまして、その謝金ということになります。

続きまして、在宅医療・介護連携推進事業ですが、これにつきましても、新しい事業ができまして、講師の謝金ということになります。

続きまして、認知症総合支援事業につきましても、報償金で新しく認知症カフェというのをことしから、認知症の方を対象に事業を実施いたしますので、そのときの講師の謝金になります。

続きまして、生活支援体制整備事業につきまして、これ報償金24万円でございますが、これは新たに地域包括のシステムを立ち上げまして、大島議員の一般質問のときにお話をいたしました。これから高齢化に向けまして、お年寄りが困るようなことがいろいろ起こってまいりますので、各団体だとかボランティアだとか、そういったグループごとにいろいろお年寄りのお手伝いができるような体制を整えていく仕組みをつくる会議といたしまして、報償金を上げさせていただきました。会議を立ち上げる協議体なのですが、社協だとか、シルバーだとか、商工会だとか、民生委員さんだとか、事業所だとか、ボランティアさんを予定しております。その報償費でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第27号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第8、議案第28号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第28号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

秩父広域市町村圏組合が共同処理する事務に、水道事業の経営に関するものを加えるため、同組合の共

同処理する事務及び同組規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、議案第28号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりで、経緯につきましては、平成27年3月30日締結した「秩父地域水道事業の統合に関する覚書」により、秩父市、横瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬上下水道組合の水道事業を統合し、平成28年4月1日から秩父広域市町村圏組合の一事務とすることとなりましたので、同組合の共同処理する事務に「水道事業の経営に関すること」を加えるとともに、同組規約を変更することについてご協議するものでございます。

それでは、規約の変更内容についてご説明申し上げます。参考資料（議案第28号）秩父広域市町村圏組規約新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

初めに、3条でございます。同条第8号の知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、組合市町が処理することとされた事務に、イとして、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務がありますが、これを同条例別表第61項の規定にあわせて語句の整合を図るために変更するものでございます。

同じく第3条でございますが、第10号として「水道事業の経営に関する事務」を新たに加える変更をするものでございます。

次に、第19条でございますが、組合の経費の支弁方法等の変更でございます。これは、第1項及び第2項を1つの項にまとめて第1項とし、裏面をごらんください。別表中の「負担区分」を「負担割合」に変更し、同表に第2項で規定している負担割合を規定しまして、申しわけないのですが、表面に戻っていただきたいと思っております。新たに設ける第2項及び第3項で、水道事業に係る経費の支弁方法等を規定するものでございます。水道事業に係る経費は、当該水道事業に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金その他の収入をもって充て、補助金、出資金及び負担金の負担割合は組合市町の協議により定めることとしたいものでございます。

議案に戻っていただきたいと存じます。

附則でございますが、この規約につきましては、附則において、平成28年4月1日から施行し、水道事業の経営に関する事務に必要な準備行為を、この規約の施行前においても、埼玉県知事の許可のあった日から行うことができるものとするものでございます。

また、秩父市水道事業、横瀬町水道事業、小鹿野町水道事業及び皆野・長瀬上下水道組合水道事業の経営に関する事務並びに当該水道事業に係る財産及び権利義務を平成28年4月1日に組合が承継することとしたいものでございます。

以上で議案第28号の説明を終了いたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第28号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の説明、採決

○議長（新井利朗君） 日程第9、議案第29号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第29号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員、野原新平氏の任期は、平成27年6月23日に満期となります。引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第29号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第30号の説明、採決

○議長（新井利朗君） 日程第10、議案第30号 長瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第30号 長瀬町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町監査委員中畝攻佳氏の任期は、平成27年6月13日で満了となりましたので、後任として柳繁夫氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 人事案件だから採決ということで、もう少し説明を、この方はこういうふうにしていたのだとか。知っている、わかるのだけれども。ちょっと町長の説明足らなかったように思っている。

今度は、こういう人事案件のときは、ちょっと説明してください。さっきの前のあれも、今度も。どういふ方でどうぐらい言ってもらわないと。そんなわけです。済みません。

○議長（新井利朗君） それでは、異議ありということではなくて、意見ということによろしいですか。

○10番（染野光谷君） 意見だね、意見。

○議長（新井利朗君） はい、わかりました。

では、ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第30号 長瀬町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第11、請願第1号 「『国際平和支援法案』『平和安全法制整備法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員、田村勉君に趣旨説明を求めます。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 長瀬町の9条の会から請願が出されました。その中身を、とにかく1回本文を読んでみますので、その趣旨を理解していただければと思います。

安倍首相は、今国会で「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の成立を強行しようとしています。その内容は、自衛隊がアメリカの戦争に、いつでも、どこへでも、切れ目なく参加できるようにする

ものです。国連決議がなくても、日本がどこからも攻撃されていなくても参戦できるようになります。憲法9条を実質的に改変する戦争法そのものです。「平和」や『安全』の名でごまかすことは許されません。各種の世論調査をみても、国民の合意ができていないとは言えません。

アジア太平洋戦争の反省からつくられた日本国憲法は、政府の行為によって日本が再び「戦争する国」にならないことを固く決意したものです。今年は、戦後70年の節目の年です。憲法9条を守ろうと運動している私たちは、これらの法案を国会で強行成立させることを看過できません。住民の命と暮らし、安全に正面からとりくむ自治体としても、日本が「戦争する国」へと逆戻りすることを許すことはできないでしょう。

よって、「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の廃案を強く求めます。

貴議会におかれましては、上記の趣旨を理解され、国に対して「『国際平和支援法案』『平和安全法制整備法案』の廃案を求める意見書」を提出されるよう、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

こういう名前で来ております。趣旨的には私も大賛成ということなので、紹介議員となりました。よろしくをお願いします。

○議長（新井利朗君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） このような請願が出されたようですが、私のほうでも出された文章を見させていただきました。そのような中、「自衛隊がアメリカの戦争にいつでも、どこでも、切れ目なく参加できるようになります」と、これは何を根拠におっしゃっているのか、この国際平和支援法案、平和安全法制整備法案に記載されているものなののでしょうか。勉強不足で申しわけございませんが、この点が1点。

もう一つは、「国連決議がなくても参戦できる」という文章がありますが、こちらは法案のどこに明記されておりますでしょうか。

また、5月14日に、首相は会見冒頭で、「もう二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。不戦の誓いを将来にわたって守り続けていく。そして、国民の命と平和な暮らしを守り抜く。この決意のもと、平和安全法制を閣議決定した」と表明しております。この請願の文章には、「日本が戦争をする国へと逆戻りする」とありますが、これは、政府は不戦の誓いを守り続けていくと言っているのを信じられないということなのではないでしょうか。こちらを伺わせてください。

○議長（新井利朗君） 紹介議員、田村勉君の回答を求めます。

○2番（田村 勉君） 1つ目の問題です。戦争に自衛隊が巻き込まれるということはどこに書いてあるかということでしたよね。これは、国会の論戦の中で明らかになったのですけれども、要するに自衛隊が支援に行く。行った先で、今までは戦闘地域には行かないと言ったのです。

それが、安倍首相は、今度はいわゆる兵たん、戦争やる場合には、どうしても兵たんがつくわけですけども、その作業をやったならば、戦闘現場には行かないけれども、戦闘地域に入ると言っているわけです。もしかして、そういうふうなことをしたらば、攻撃されたらどうするのだと言ったらば、反撃するということを行っているわけです。逃げるといっても言っているわけです。逃げたら、相手はさらに追いかけてきて撃つということになって、結局戦闘状態に巻き込まれると。これはもう明らかだと思っております。

2つ目は何でしたっけ。済みません。

○4番（岩田 務君） 2つ目は、国連決議がなくても参戦できるという。

○2番（田村 勉君） 何がなくても。

- 4番(岩田 務君) 国連決議がなくても参戦できる。
- 2番(田村 勉君) 国連決議がなくても参戦できるというのは、国連決議がなくても、いわゆるI S A Fですか。要するに停戦合意ができている場所にも行くことができると。こうなると、停戦合意しているところというのは非常に危険な場所なのです。両方の国が、あるいは国ではなくても、いわゆるI S みたいなあれが停戦合意しているところの治安活動をやるということは、非常に危険です。ここのところに入っていくと、やられる可能性もあるわけです。だから、ここのところは、やっぱり非常に危険な状態なのかなというふうに思います。

それから、3つ目は何でしたっけ。済みません。

- 4番(岩田 務君) もう二度と戦争の惨禍を繰り返してはならないと安倍首相が言っている。
- 2番(田村 勉君) 安倍首相が言っているということ。
- 4番(岩田 務君) 言っているけれども、そうではなくて、戦争する国へと逆戻りするというのは、これは、それは言っていることが信じられないだけなのか、それとも何かほかに。
- 2番(田村 勉君) そうではない。それを法的に可能にするわけですから。口で幾ら言ってもだめなので、法の中に書かれなければ。それは、もう憲法でもってちゃんと日本は戦争しないと書かれているのだけれども、そのことではなくて彼は口だけで言っているわけですよ。そういう意味では、やっぱり法的にきちんと文言としてならないと、なかなか信用できないのではないかとということです。いいでしょうか。

- 議長(新井利朗君) 4番、岩田務君。

回答者は、質問者の要点を書きとめて、しっかり答えてください。

- 4番(岩田 務君) ありがとうございます。わかりました。
- 今、最後におっしゃられましたけれども、法案にしっかりと書かなければいけないということをおっしゃったので、だから僕も法案をちょっと印刷して見てみたのですけれども、どこを見るとそういうふうにとれるのかなと思ったので、それをちょっと質問させていただいたわけでした。

- 議長(新井利朗君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長(新井利朗君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長(新井利朗君) ご異議なしと認めます。

よって、本請願については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。本請願は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長(新井利朗君) ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより請願第1号 「『国際平和支援法案』『平和安全法制整備法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。



◎請願第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井利朗君） 日程第12、請願第2号 TPP交渉に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員、田村勉君に趣旨説明を求めます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） タイミングがうまくいかないのでは、申しわけないです。

それでは、よろしいですか。

○議長（新井利朗君） こちらに来て。

○2番（田村 勉君） どうも済みません、議長さん、ふなれで。

このTPP交渉に関する請願は、埼玉県農民運動連合会から出されております。その請願趣旨をちよつと読み上げますので、よろしく願いいたします。

〔請願趣旨〕

昨年末に合意をめざしたTPP交渉は、日米間はもとより、交渉参加国間の深刻な利害対立から、合意を断念せざるを得ませんでした。TPPは農林漁業への甚大な影響のみならず、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項によって国家主権がおびやかされるなど、TPPに対する国民の懸念が広がっているもとで、合意を断念したことは当然のことでした。

しかし、春の段階でのTPP合意をめざすオバマ政権は、年明けから日米事務レベル協議を再開し、安倍内閣も日米が連携して交渉を促進する立場を繰り返し表明するなど、依然として緊迫した状況にあります。

政府はこの間、交渉にあたっては農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱すること等を明記した衆参両院の農林水産委員会決議を順守することを約束し、与党も一連の選挙公約で繰り返し同様のことを国民に約束してきました。

しかし現実には、日本政府が国益を明け渡す譲歩を繰り返しているのに対し、アメリカはひとつ譲ればふたつよこせ、ふたつ譲れば全部よこせとばかりに、全面譲歩を要求しています。こうした交渉を続ければ日本がさらに譲歩し、国益を全面的に投げ捨てることにつながりかねません。もはや国益を守るためには交渉から撤退する以外にありません。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

〔請願項目〕

1、TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は、交渉から撤退すること。

ということです。

○議長（新井利朗君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第91条第1項の規定により、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。



◎陳情第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井利朗君） 日程第13、陳情第3号 農協改革など、「農業改革」に関する陳情を議題といたします。

紹介議員、田村勉君に趣旨説明を求めます。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 陳情の趣旨を読み上げます。これも埼玉県農民運動連合会から出されたものであります。

〔陳情の趣旨〕

「規制改革会議」の答申を受けて進められている、「農業改革」の名による農協・農業委員会改革は、地域農業や農協のあり方にとどまらず、国民の食料や地域の将来、そして協同組合そのもののあり方に関わる重大な問題です。

今回提起されている「農業改革」は、安倍首相の「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にする」という成長戦略の一環として、これまで競争原理がなじまないとされてきた医療・健康分野と並んで、農業をも企業の自由競争の場に開放する政策の一環として進められているものであり、その障害となる農地法や農協、農業委員会を「岩盤規制」と称して、その解体をめざすものになっています。

今回の「農業改革」が進められるならば、家族農業経営が追い出され、地域農業と地域の暮らし、そして協同組合を破壊することになってしまいます。ICA（国際協同組合同盟）も、協同組合原則を侵害するものと批判しています。

私たちは、安全・安心な食料を生産する家族的農業経営を育て、食料自給率を向上させる政策、そして地域農業と家族農業経営、地域の暮らしを支える農協を発展させてこそ、地域と地域経済を活性化する道だと考えます。

以上の趣旨から、下記の事項の実現を陳情いたします。

〔陳情事項〕

1. 農政改革にあたっては、安全・安心な食を生産し環境に優しい農業を進める、国連も推奨する家族農業経営を育てることを旨とし、食料自給率の向上をめざすものとする。一般企業の農地取得に道を開く農地法改定や農業委員会の公選制などの廃止を止めること。
2. 協同組合である農協のあり方は、農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制は止めること。

3. 以上の政策実現のため、貴議会として「意見書」を採択し、地方自治法第99条に基づき、政府関係機関に送付すること。これはちょっと違いますね。陳情しますということですね。失礼しました。

以上です。

○議長（新井利朗君） これより本陳情について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本陳情については、会議規則第91条第1項の規定により、経済観光常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本陳情については、経済観光常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（新井利朗君） 日程第14、総務教育常任委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（新井利朗君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時15分

○議長（新井利朗君） 会議を再開いたします。



◎日程の追加

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

ただいま休憩の間に、村田徹也君から発議案第1号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第16として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書を日程に追加し、追加日程第16として直ちに議題とすることは可決されました。



◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 追加日程第16、発議案第1号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書を議題といたします。

事務局長に発議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

○議会議務局長（福島基之君） 発議案第1号、平成27年6月16日。

長瀬町議会議長、新井利朗様。提出者、長瀬町議会議員、村田徹也、賛成者、長瀬町議会議員、染野光谷、賛成者、長瀬町議会議員、田村勉。

「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書。

標記の議案を、地方自治法第112条及び長瀬町会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙。「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書

政府は、集団的自衛権容認を柱とした「閣議決定」を具体化するための「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」（安全保障関連法案）を5月15日、国会に提出し、今国会での成立を目指している。

しかし、提案された法案は、「平和」「安全」の名とは全く裏腹に、わが国をアメリカなどが行う海外での戦争に巻き込み、わが国を「戦争する国」につくりかえるものであり、戦争放棄をうたった憲法第9条に違反することは明白である。

法案の第一の問題は、アメリカが世界のどこであれ、戦争に乗り出した際、自衛隊が従来禁じられてい

た「戦闘地域」まで行って、弾薬の補給、武器の輸送などの軍事支援を行えるようになることである。

第二の問題は、国連が統括しない活動にも自衛隊が参加し、形式上「停戦合意」があるが、なお混乱が続く地域にも自衛隊を派兵し、治安維持活動などを行い、任務遂行のために武器を使用することである。

安倍首相は、停戦合意や自衛隊の受け入れ同意を前提としたものの、アフガン報復戦争を受けて展開した国際治安支援部隊（ISAF）のような活動にも自衛隊が参加する可能性を否定していない。

第三の問題は、日本がどこからも武力攻撃を受けていないのに、集団的自衛権を発動してアメリカの戦争に参戦し、自衛隊が海外で武力を行使することである。しかも、安倍首相が国会答弁で、アメリカが先制攻撃した場合でも発動がありうると認めたことは極めて重大である。

自衛隊が発足して60年間、自衛隊は一人の戦死者も出すことはなかった。それは、憲法第9条が存在し、そのもとで「海外での武力行使はしてはならない」という憲法上の歯止めが働いていたからである。

よって、国においては、憲法を遵守し、集団的自衛権行使を盛り込んだ安全保障関連法案について、廃案にするよう強く求める。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月16日、埼玉県長瀬町議会議長、新井利朗。

提出先、衆議院議長、大島理森様、参議院議長、山崎正昭様、内閣総理大臣、安倍晋三様、法務大臣、上川陽子様、外務大臣、岸田文雄様、防衛大臣、中谷元様、総務大臣、高市早苗様。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 発議案の内容について、村田徹也君の説明を求めます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書の提出について、ただいま事務局が朗読しましたが、日本は戦後70年、日本国憲法第9条を基本とし、平和国家として世界中から認められてまいりました。

しかし、安倍内閣は、この2つの法案を今国会での成立を目指しています。

砂川事件の審判では、最高裁が個別的自衛権さえも、合憲か、違憲かの審判を保留としています。この法案では、集団的自衛権の発動という個別的自衛権を飛び越えた内容になっています。

そこで、一部調査ではありますが、憲法学者の90%以上がこの法案は違憲であるという態度表明をしているようです。また、政府、自由民主党OB、幹部も同じような見解を示す方々が多いようです。

この法案は、自衛隊の武器輸送などの軍事支援、あるいはこれをも超えた武器使用の発動もあり得る内容となっております。憲法9条遵守の基本に立ち、これらの法案を廃案にするよう強く求めるために、意見書を提出することを提案いたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 済みません。僕は、何が何でも別に反対とか、そういうわけではございません。ただ、私も納得していない中で、これを賛成と言ってしまっているものなのか、そこが一番自分の心の中でひっかかっております。

その中で、この間、議運の中でも、よく調べてきてこの場でちょっと意見を述べるという約束というか、話になりましたので、私もちょっと自分の考えも述べさせていただきます。

世論では、何割が反対、何割が賛成と言われているかもしれませんが、しかし、私の信念としては、例えばそういった意見が多かったとしても、少なかったとしても、最終的には自分で理解して、皆さんに説明できるようになって初めて判断ができるものだと思っております。

この請願については、議員の皆様にとっても大変難しい問題なのかと思えます。

調べてみると、安保法制の自民党のホームページの外交再生の分野に、この国際支援法は入っております。議員必携には、権限外の事項と意見書の取り扱いに、最近では政府等に意見書を提出されたいとの請願も多数に上っており、中には町村の権限外のものまで含まれる傾向にある。特に町村の権限外である外交問題に関する意見書を提出されたいという請願を採択することは、一般的に好ましくないとされているので慎重な配慮が必要であるとも書かれております。また、この請願を採択した以上、議会はその実現について最善の努力をすべき政治的、道義的責任を負うことになるものであるともあります。

そもそも町議会議員の権限においてこの請願を採択して、これを実現するために何ができるのか、そういったところなのだと私は考えておりました。請願を提出することで、住民の意思を反映させるためにそういった制度があるわけですが、これが出すだけ、パフォーマンスみたいなことにしかならないのであれば、逆に提出などはしなくてもいいと思います。

私的には、賛成または反対した理由を、住民にも説明する義務もあるわけですが、この法案について議論している国の政治方々も判断に迷っているような重要な問題について、私は今回のような請願で廃案を求めるといえるのはいかがなものかと考えております。

この法案について、政府としては必要だと思うから進めているわけであり、反対者側としては必要ではないから廃案を求めているわけですが。

私も、この件についていろいろ調べてみましたが、本当に難しい問題でございます。廃案を求めることについて、賛成の方は中身をよく理解しているからこそ廃案を求められるわけであって、私個人的には、安保法案について現時点では賛成する部分もありますし、だからといってどうなのかなという部分もあります。

よって、私は廃案を求めるとはなくて、会期の延期を求めるとか、慎重な審議を求め、また国民に十分な説明を求めるなどであれば賛成できますが、今回の意見書である廃案を求める件については反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 私は、この意見書に対して賛成をいたします。

要するに、何だかんだと言ったって、この中では人間が殺し合うことなのです。人が人を殺すなんていう、これから来るであろう予想がもうあれば、絶対に賛成というような、廃案を求めない意見書に賛成をい

たします。

森村誠一さんだって、朝日新聞の声欄に何回も、6回ぐらいもこれは反対ですというのが投書がなっております。埼玉県の本当の森村誠一さんがしているぐらいですし、私は、人が人を殺すとか、それから安倍首相がどうのこうのと言って、安倍首相さんには男の子も、子供もいません。だから、自分でこういうふうにと考えると、私は女性ですので、戦争したいからそういうふうになって、聞く耳を持たないというのです。聞く耳を持たない方というのは、そんなに利口ではないと思います。そう思います。

ですから、この件につきましては、もう危ないものには近寄らないではないですけども、やらないということなので、この「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書に賛成いたします。

○議長（新井利朗君） 次に、反対討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号 「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎閉会について

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 今定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例改正案、補正予算案など6件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。

これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

いましばらくははっきりしない天候が続くかと思いますが、皆様には健康にご留意なされ、町政の進展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（新井利朗君） これをもちまして、平成27年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後4時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 9月 4日

議 長 新 井 利 朗

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 野 口 健 二